

日本商品先物取引協会 会報

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

2024.1 VOL.37



日本商品先物取引協会

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

目次 (2024.1 VOL.37)

I 巻頭挨拶「令和6年年頭所感」 日本商品先物取引協会 稲垣隆一 会長	1
II 主務省寄稿「令和6年年頭所感」 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 今野憲太郎 商品取引グループ長	3
経済産業省 商務情報政策局 商務・サービスグループ 笛木知之 商品市場整備室長	4
III 委員会の統廃合及び規律委員会委員について	6
IV 商品先物取引に関する委託者等の実態調査報告書の概要について	7
V 令和4年度の営業収益について	27
VI 令和5年の相談状況及び苦情・紛争処理状況について	29
VII 内部管理責任者等資格研修の開催期間の拡大について	32
VIII 統計資料等	
1. 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者の状況	33
2. 店頭商品CFD取引の状況	34
3. 登録外務員数の推移	36
4. 2023年度 外務員登録資格試験、外務員登録資格認定講習、 登録更新講習合格・修了率の推移	37
5. 国内商品市場取引に関する統計・資料等について（リンク先）	38
巻末資料（委員会の統廃合に係る定款及び諸規則の新旧対照表）	39

I. 巻頭挨拶

令和6年 年 頭 所 感

日本商品先物取引協会
会長 稲垣 隆一

令和6年を迎え、年頭のご挨拶を申し上げます。

先ず、元日夕方に発生いたしました能登を震源とする「令和6年能登半島地震」でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

また、皆様には、平素から日本商品先物取引協会の事業推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年は、本会が平成11年（1999年）に振興業務を分離し、社団法人から商品取引所法（現商品先物取引法）に基づく特別法人となって、25年目の節目を迎えます。

この間、本会は、設立目的である商品デリバティブ取引を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者の保護を図るために、①自主規制の確立・徹底、②苦情・紛争の解決、③外務員の研修・登録を3本の柱に掲げる自主規制機関として、商品先物取引の社会的信頼の向上に取り組み、コンプライアンス体制の確立をはじめとする諸施策を実施して参りました。

簡単に歴史を振り返りますと、設立初年度に相談センターで受け付けた商品先物取引の苦情、紛争の件数は500件を超えておりました。そのため、幾多の自主規制ルールの整備や数次にわたる会員のコンプライアンス体制の強化に係るプログラム等を実行し、着実に成果を上げ、相談センターで扱う苦情、紛争の件数は平成22年度（2010年度）に二桁台となり、その後も減少を続け、令和2年（2020年）7月の商品移管を経て、昨年度はついに1件となりました。

本会が永年にわたってこのような活動を行い、実績を残すことができましたのも、会員の皆様の真摯な取り組みをはじめ、関係各位のご理解とご支援の賜物と深謝いたします。

さて、商品デリバティブ業界の足元を確認すると、本会の集計では、店頭商品CFD取引の取引件数は平成29年度（156,976千件）から令和4年度（1,503,017千件）までの5年間におよそ9.6倍も増加しています。

一方の国内商品市場の総取引高は、同期間に25,659千枚（東京商品取引所、大阪堂島商品取引所）から15,842千枚（東京商品取引所、堂島取引所、大阪取引所）へとおよそ38%減となりました。

商品デリバティブ取引の有するリスクヘッジ、価格形成や資産運用といった機能は産業のインフラとして不可欠であります。商品デリバティブ取引全体がそれぞれの特性を活かして発展する

ことが望ましいものといえます。

特に、一昨年 2 月のロシアによるウクライナ侵攻、昨年のイスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスとの衝突など、地政学リスクによる農産物や原油の価格変動の下で、商品デリバティブ取引の機能発揮、国内商品市場取引の活性化への期待が一層強まってきていることを感じます。

こうした状況を受けて、経済産業省は昨年 11 月から「電力先物の活性化に向けた検討会」を開催し、電力先物市場を産業インフラとして機能・発展させるための議論が始まっています。私も委員として参画しておりますので、皆様と一緒に知恵を絞って参ります。

また、農林水産省では昨年 8 月から「米の将来価格に関する実務者勉強会」が開催されており、コメ先物市場の復活に対する期待が高まりつつあります。

電力は我国の産業、コメは国民の命を支える重要なエネルギー源であり、その重要性は言うまでもありません。他の財にかかる産業を含め、産業インフラとしての商品デリバティブ取引の発展や環境変化に対応した取引の公正・円滑の実現、委託者の保護は、今後も本会が果たすべき重要な役割であります。

私はこれらの会合などの情報を収集し、会員や関係者の皆様の知見をいただきながら、この 25 年の取り組みを伸展させるとともに、次の 25 年の環境変化に柔軟に対応しつつ、法の目的である商品デリバティブ取引の公正・円滑、委託者の保護を、これまで以上に高度化・最適化すべく取り組みをして参りたいと存じます。

本年は「甲辰」です。「甲」は、まっすぐに堂々とそそり立つ大樹を表し、「辰」は、正義感や信用のほか、春の終わりという意味を持っているそうです。春の終わり、夏に向けて新緑を茂らせる大樹のように、ぐんぐんと成長していく年となりますように、また、相場格言では「辰巳天井」といわれております。これが実現する年となりますよう、全力で取り組んで参ります。引き続き本会の事業へのご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方のご健勝とご多幸を祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

Ⅱ. 主務省寄稿

令和6年 年 頭 所 感

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部
商品取引グループ長 今野 憲太郎こんの けんたろう

令和6年能登半島地震により、お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。

また、現地で救援活動に当たっていらっしゃる多くの方々に感謝を申し上げます。

農林水産省といたしましても、職員を自治体に派遣しており、関係省庁・自治体と連携しながら、被害状況の把握と早期の復旧に向けて全力で取り組んでまいります。

日本商品先物取引協会におかれましては、商品先物取引業界の自主規制機関として会員に対する指導や監督、苦情や紛争等の解決に真摯に取り組まれ、また、会員の皆様におかれましても、協会のこうした取組に御協力いただき、皆様に厚く御礼申し上げます。

令和6年の通常国会においては食料・農業・農村基本法の改正が見込まれており、今回の改正の重要な主題の一つとして、食料安全保障が挙げられます。

記録的冷夏により大不作となった平成の米騒動（平成5年）から30年の節目であった令和5年の米穀の生産については、新潟県の作況が95となったほか、北陸、東北を中心に高温障害等に起因して上位等級の米の比率が例年より低くなりました。

国連のグテーレス事務総長は、昨年7月27日の記者会見で「地球温暖化の時代（the era of global warming）は終わり、地球沸騰化の時代（the era of global boiling）が到来した」と述べています。この沸騰化の時代への移行に示されるように、昨年のような高温障害が、今後は恒常的に発生するようになることが懸念されます。昨年11月に農林水産省において開催された「米産業活性化のための意見交換」においても、高温障害への耐性を備えた品種を生産現場に普及させるためにはどのような取組みが必要であるかといった問題意識が、多くの委員から示されたところでした。

農産物を取り巻く状況は、気候変動による作柄や肥料・燃料などの原材料価格の騰落、流通・保管経費などの各要素の振れ幅が一層大きくなり予測が困難となりつつあります。

こうした先行きの見えない中、先物取引の持つ価格のリスクヘッジ機能や将来価格の発見機能は、当業者の皆様の経営を安定させることに寄与するものであるとの理解が、農産物をめぐっても広く共有されるようになるのではないかと考えております。

最後になりましたが、皆様の御健勝と御多幸を祈念申し上げまして、新年の挨拶といたします。

令和6年 年 頭 所 感

経済産業省 商務情報政策局 商務・サービスグループ
商品市場整備室長 笛 木 知 之

本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震において亡くなられた方々に心からお悔やみを申しあげるとともに、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。

経済産業省としまして、人命第一の原則のもと、①電気・ガス等のライフラインの早期復旧、②ストーブ等の暖房器具や灯油などの必要物資の支援、③被害状況や復旧状況等に関する適切な情報発信等に緊張感をもって取り組んでまいります。

また、平素より、商品先物取引行政に御理解と御協力を賜りまして、御礼を申し上げます。

日本商品先物取引協会におかれましては、商品先物取引法の認可を受けた自主規制機関として、会員企業の法令遵守等の徹底にかかる取組を通じて健全な商品市場の構築や委託者保護に多大な貢献をしてこられました。会員企業の皆様におかれましては、自主規制への対応に加え、変化するビジネス環境を捉えた戦略を立て、取り組んでいただいております。

関係各位の様々な御尽力や御理解に対して、改めて感謝を申し上げます。

さて、昨年の我が国の商品先物市場は、ロシアによるウクライナ侵略、大国間競争の激化、深刻化する中東情勢などもあり、金の先物価格が最高値を更新し一時的に取引が活況となったものの、取引量は全体的に一昨年を下回る厳しい状況となりました。他方、国際的な原材料価格の上昇による物価高や円安の影響などによるエネルギー価格の上昇が続いている局面においては、生産・流通事業者等にとって価格リスクのヘッジ機能を提供する商品先物取引の意義は高まっていると言えます。

このような現状を踏まえ、国民生活や企業活動に与える影響が大きい電力について、エネルギー政策の観点からも電力先物を維持・活用することが必要であることから、電力先物の活性化に関する検討会を開催し議論を始めることにしました。これまでの電力先物の歩みを振り返りながら、これからの道のりを関係者と共有し、電力先物に関する理解の浸透、流動性の向上などのあらゆる方策について検討していきます。

また、我が国経済には、国際経済秩序の変化やコロナからの再興といったマクロ環境の変化に加え、経済界の皆様のご尽力もあり、日本史上最高を更新する国内投資見通し、実に30年ぶりとなる高水準の賃上げの実現など、成長と改革の方向に向かう「潮目の変化」が生じています。今年こそ、こうした変化の兆しを逃すことなく、「コストカット型経済」から「投資も賃金も物価

も伸びる成長型経済」への転換を必ず実現しなければなりません。

経済成長の原動力は、他ならぬ人材です。人材は、同時に、イノベーションの源泉でもあります。「人への投資」は「未来への投資」であり、政府全体で、正規・非正規問わずキャリアアップできる環境を整備していきます。皆様には、働いている方々のモチベーションを高め、業界に関わる方々の知識の底上げに支援策を御活用いただければと思います。

最後に、本年は、十干十二支の「甲辰（きのえたつ）」であり、これまでの努力が実って夢が叶いやすい年と言われております。直近の甲辰（1964年）には、東京五輪の開催や東海道新幹線の開通など、戦後復興の象徴ともいべき大事業が成し遂げられてきました。今年1年が、商品先物取引業界にとって飛躍の年となることを祈念いたしまして、新年の御挨拶といたします。

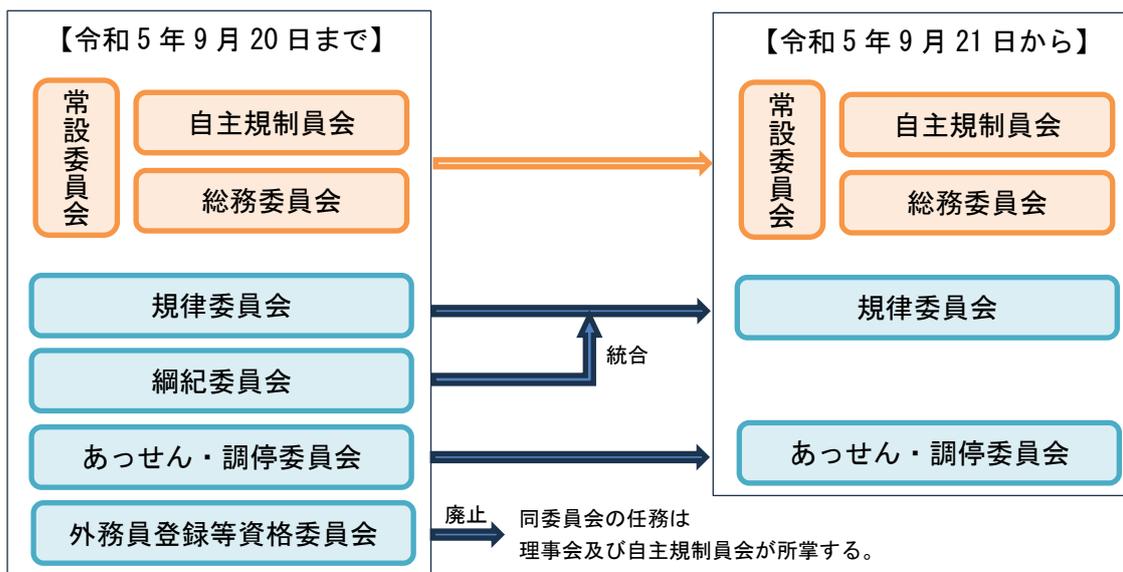
Ⅲ. 委員会の統廃合及び規律委員会委員について

1. 委員会の統廃合

前号（Vol.36）に掲載のとおり、日商協改革のうち各種委員会の統廃合については組織の簡素化を目指し、機能及び職務範囲の観点から、下図のように6つの委員会を4つにまとめるための定款改正を第32回通常総会（令和5年6月14日開催）で決議しました。

この定款の改正については、同年9月21日に主務大臣から認可されましたので、同日から委員会は4つとなりました。また、この定款の改正にあわせ、第191回理事会（同年5月24日開催）で改正された関連する7つの規則も9月21日に施行いたしました。

なお、これら定款及び諸規則の新旧対照表は、39頁の巻末資料に掲載しています。



第191回理事会で改正された規則（9月21日施行）

- ・役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則
- ・役員使用人等に対する指導、勧告、処分に係る聴聞に関する規則
- ・規律委員会規則
- ・規律委員会規則に関する細則
- ・会員等の外務員の登録等に関する規則
- ・外務員資格試験等規則
- ・制裁規程に関する細則

2. 規律委員会委員

上記の定款改正により、綱紀委員会は規律委員会に統合されたため、規律委員会は従来 of 会員に対する制裁に加えて、規律委員会委員からなる指導等小委員会において、会員の役員及び使用人等に対する指導、勧告及び処分の一部を決定することとなりました。

統合前の規律委員会委員は7名でしたが、指導等小委員会は事案の都度、会長の指名により会員外委員3名と会員委員2名の計5名で構成いたしますので、これを安定的に開催するために綱紀委員会委員であった次の2名を規律委員会委員として追加して委嘱し9名となりました。

※敬称略、任期はいずれも令和5年11月28日から令和6年7月26日まで

細 金 英 光（協会監事・フジトミ証券㈱社長）

吉 野 高（弁護士）

文責：関口

IV. 商品先物取引に関する委託者等の実態調査報告書の概要について

主務省（農林水産省及び経済産業省）では、毎年、商品先物取引に関する委託者等の実態調査を行い、報告書を公表しております。

本会では、その実態調査の報告書をもとに直近5年間（平成30年～令和4年）の主な内容をとりまとめました。

【概要】

平成16年の改正商品取引所法の国会審議において、4月14日付けの衆議院経済産業委員会の附帯決議で「商品取引員の受託業務の実態を毎年調査し、公表するよう努めること。」とされました。

これを受け、主務省では、我が国の健全な商品先物市場の育成を図る上で、委託者保護の徹底及び市場の信頼性の向上が重要であるとの考えから、アンケート調査を通じて個人委託者を対象とした商品取引の実態を調査・分析することとし、委託者保護の徹底及び市場の信頼性の向上に資するため、その参考資料とするべく平成18年度から「商品先物取引に関する実態調査」を開始しました。

平成23年度には、平成23年1月1日に施行された商品先物取引法を踏まえて、国内商品市場取引に不招請勧誘規制の対象である通常取引と対象外である損失限定取引の委託者を、外国商品市場取引の委託者と店頭商品デリバティブ取引の相手方を、調査対象に加えました。

そして、令和2年7月27日に㈱東京商品取引所の貴金属、ゴム及び農産物が㈱大阪取引所に移管されたことから、国内商品市場取引は㈱東京商品取引所のエネルギーと㈱堂島取引所の農産物が対象となったため、令和3年度の調査では通常取引と損失限定取引の区別の廃止や調査項目の一部が見直されました。

このように状況の変化に応じて取引の実態を把握し、商品先物取引に関する制度立案や運営を行う上での基礎資料として活用するための調査を行っています。

上記の調査は令和4年度調査で17回目となりますが、この資料では調査項目のうち、主な項目を直近5年間分取りまとめました。

なお、平成18年度から令和4年度までの17回分の「商品先物取引に関する実態調査の結果について」については、下記の主務省のホームページに掲載されております。

○農林水産省ホームページの「商品先物取引関係資料」の「商品先物取引に関する実態調査の結果について」

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/research.html>

○経済産業省ホームページの「調査・統計」の「商品先物取引に関する実態調査の結果について」

<https://www.meti.go.jp/policy/commerce/syousakijitaicyousa.html>

【調査対象数及び回収状況】

令和4年度

調査項目	調査対象数	有効回答数	回答率
国内商品市場取引	1,093人	265人	24.2%
外国商品市場取引	131人	31人	23.7%
店頭商品デリバティブ取引	2,471人	323人	13.1%
合計	3,695人	619人	16.8%

【アンケート調査対象者の選出】

◆令和4年11月1日時点において口座を開設しており、かつ令和4年中（令和4年1月1日から令和4年11月1日までの間）に商品先物取引の建玉があった委託者（法人以外）である。

- ① 外国商品市場取引 : 全委託者
- ② 国内商品市場取引 : 委託者（①を除く）
- ③ 店頭商品デリバティブ取引 : 委託者のコード番号の下一桁が「6」の委託者（①、②を除く）

【調査時期】

委託者アンケート調査：令和4年12月20日～令和5年2月8日

【平成30年度から令和4年度】

	顧客			業者	
	調査対象数	有効回答数	回答率	調査対象数	回収結果
平成30年度	8,391人	1,826人	21.8%	45社	45社
令和元年度	10,854人	2,085人	19.2%	42社	42社
令和2年度	10,338人	1,794人	17.4%	39社	39社
令和3年度	3,034人	571人	18.8%	33社	33社
令和4年度	3,695人	619人	16.8%	33社	33社

I. 直近5年間（平成30年～令和4年）の主な項目のポイント

1. 年齢（14頁参照）

- (1) 国内商品市場取引は「50歳代」と「60歳代」が同率で多く、次いで多かった「70歳代」を合わせた年代が主力となっている。
- (2) 外国商品市場取引は「50歳代」が最も多く、「40歳代」と「60歳代」と合わせた年代が主力となっている。
- (3) 店頭商品デリバティブ取引は「40歳代」が最も多く、「30歳代」と「50歳代」を合わせた年代が主力となっている。

2. 年収（15頁参照）

- (1) 国内商品市場取引は「300万～500万円未満」が最も多く、「300万円未満」と「500万～700万円未満」と合わせた年収が主力となっている。
- (2) 外国市場取引は「300万円未満」が最も多く、次いで「300万～500万円未満」となっている。
- (3) 店頭商品デリバティブ取引は「300万～500万円未満」が最も多く、「300万円未満」と「500万～700万円未満」と合わせた年収が主力となっている。

3. 商品先物取引を行った商品（複数回答）（16頁参照）

商品移管後の商品先物取引法に基づく商品先物取引は、(株)東京商品取引所のエネルギーと(株)堂島取引所の農産物となり、その中では「原油」が81.5%と最も多くなった。

なお、(株)堂島取引所については、①コメの本上場に係る業務規程の一部変更認可申請が令和3年8月6日に不認可となり、令和4年11月20日の新潟コシEXWの納会をもって全て終了、②貴金属開設に係る業務規程の一部変更認可申請が令和5年1月16日に認可となり、3月27日から試験上場を開始している。

また、商品移管後の「大阪取引所における貴金属等の先物・オプション取引」では、「金」が54.0%、「白金」が47.5%、「ゴム」が23.4%、「東京とうもろこし」が20.4%の順となっている。

4. 他の金融商品の取引経験（複数回答）（17頁参照）

国内商品市場取引、外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引のいずれも株取引の経験が最も多く、外国商品市場取引は9割、店頭商品デリバティブ取引は8割、国内商品市場取引は6割となっている。

また、商品移管後の「大阪取引所における貴金属等の先物・オプション取引」の経験については、外国商品市場取引が25.8%、店頭商品デリバティブ取引が5.3%であった。

5. 商品先物取引の経験期間（累積）（18頁参照）

- (1) 国内商品市場取引は「10年以上」が最も多く、商品移管前の令和元年度から令和2年度の通常取引と同じ水準となっている。
- (2) 外国商品市場取引は他の取引と異なり、年度ごとに最多となる経験期間が異なっている。

令和4年度は、「1年以上3年未満」と「10年以上」が25.8%と最も多くなっている。

- (3) 店頭商品デリバティブ取引については、平成23年度から「1年以上3年未満」が中心となっているが、令和4年度は「1か月未満」が前年度から8.7ポイント増えて10.5%となり、大幅に増えている。

6. 現在の業者と取引をしているきっかけ（19頁参照）

- (1) 国内商品市場取引は「インターネット経由」が31.7%と昨年に続いて最も多く、令和2年度の通常取引と同じ水準となっている。
- (2) 外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引は、「インターネット経由」がそれぞれ64.5%と73.4%と最も多くなっている。

7. 満足度（商品先物取引を経験したことに満足しているか）（20、21頁参照）

- (1) 国内商品市場取引は、「大いに満足」と「満足」の合計が41.9%であるのに対し、「大いに不満」と「不満」の合計は16.2%となっている。

また、満足度について、通常取引と通算して過去5年で取引の注文方法の別でみると次のような違いがある。

	ネット以外で注文	ネットで注文
大いに満足	4%前後	11%前後
満足	18%前後	38%前後
どちらともいえない	46%前後	40%前後
不満	15%前後	6%前後
大いに不満	16%前後	4%前後

- (2) 外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引では、「大いに満足」と「満足」の合計がそれぞれ64.5%と50.4%であるのに対し、「大いに不満」と「不満」の合計はそれぞれ9.7%と2.1%となっている。

8. 業者に対する評価（22、23頁参照）

- (1) 国内商品市場取引は「特に不満がない」が68.7%、外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引はそれぞれ77.4%と75.2%となっている。
- (2) 国内商品市場取引で不評な項目について、令和2年度の通常取引と比較すると、「外務員の説明・アドバイスが不十分」が0.9ポイント増の12.1%、「サービス・情報提供が不十分」が3.3ポイント減の11.7%となっている。

また、この二つの項目を注文方法の別で見ると次のような違いがある。

	ネット以外で注文	ネットで注文
外務員の説明・アドバイスが不十分	26.0	6.0
サービス・情報提供が不十分	27.4	5.5

9. 取引継続の意向（24、25 頁参照）

国内商品市場取引は「継続したい」が 59.2%であり、令和元年度以降の通常取引から 60%前後で推移している。外国商品市場取引は 80.6%、店頭商品デリバティブ取引は 62.5%であり、依然として高い水準で推移している。

また、国内商品市場取引の取引継続の意向について、通常取引と通算して過去 5 年で取引の注文方法の別でみると次のような違いがある。

	ネット以外で注文	ネットで注文
継続したい	38%前後	72%前後
どちらともいえない	36%前後	21%前後
止めたい	24%前後	5%前後

10. 取引口座数（26、27、28 頁参照）

商品先物取引業者（33 社）の令和 5 年年初の取引口座数は 598,996 口座（前年度比 83,262 口座増）であり、その内訳は通常取引が 18,338 口座（シェア 3.06%）、損失限定取引が 234 口座（同 0.04%）、外国商品市場取引が 55,864 口座（同 9.33%）、店頭商品デリバティブ取引が 524,560 口座（同 87.57%）となっている。

また、令和 2 年 7 月 27 日の商品移管後の令和 3 年年初と令和 5 年年初を比較すると、通常取引が 4,709 口座減（20.4%減）、損失限定取引が 249 口座減（51.6%減）となっており、この 1 年間においても減少が続いている。一方、外国商品市場取引は 9,566 口座増（20.7%増）、店頭商品デリバティブ取引は 159,307 口座増（43.6%増）と増加している。

II. 委託者調査の結果（主な項目を抜粋）

1. 年 齢

【図表 1】

≪国内商品市場取引（通常取引）≫

（単位：％）

	29歳以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不明
平成30年	0.1	3.4	11.6	23.6	30.5	24.8	5.1	0.9
令和元年	0.3	3.0	10.6	25.1	31.1	24.3	4.3	1.1
令和2年	0.2	3.0	14.2	20.8	29.7	23.5	6.8	1.7

≪国内商品市場取引（損失限定取引）≫

平成30年	0.7	11.0	25.0	23.5	30.9	7.4	0.0	1.5
令和元年	0.0	9.1	27.3	18.2	30.7	13.6	0.0	1.1
令和2年	0.0	0.0	16.7	16.7	58.3	8.3	0.0	0.0

（通常取引と損失限定取引の区別なし）

令和3年	0.3	4.4	14.9	24.8	33.3	17.8	3.8	0.0
令和4年	0.0	3.4	14.7	27.2	27.2	21.9	5.3	0.4

≪外国商品市場取引≫

平成30年	0.0	5.0	40.0	15.0	20.0	20.0	0.0	0.0
令和元年	0.0	9.1	13.6	40.9	31.8	4.5	0.0	0.0
令和2年	6.5	22.6	22.6	32.3	9.7	6.5	0.0	0.0
令和3年	2.7	13.5	18.9	21.6	32.4	8.1	0.0	0.0
令和4年	6.5	6.5	19.4	29.0	25.8	12.9	0.0	0.0

≪店頭商品デリバティブ取引≫

平成30年	7.9	24.8	27.0	21.9	14.4	3.6	0.0	0.4
令和元年	9.2	28.0	28.6	20.3	8.8	3.4	0.3	1.4
令和2年	9.6	27.2	30.0	18.0	11.0	2.9	0.1	1.2
令和3年	4.1	22.4	35.6	23.7	11.4	2.7	0.0	0.0
令和4年	5.6	23.8	33.4	22.3	11.1	1.5	0.9	1.2

2. 年 収

【図表 2】

《国内商品市場取引（通常取引）》

（単位：％）

	300万 円未満	300万 ～ 500万 円未満	500万 ～ 700万 円未満	700万 ～ 800万 円未満	800万 ～ 1千万 円未満	1千万 ～ 2千万 円未満	2千万 ～ 3千万 円未満	3千万 円以上	不 明
平成 30 年	25.2	26.5	14.9	7.0	9.8	10.2	2.6	1.6	2.2
令和元年	24.9	24.3	15.4	6.5	11.3	11.2	2.2	1.9	2.4
令和 2 年	24.1	25.5	16.7	6.7	8.6	10.8	3.6	1.3	2.7

《国内商品市場取引（損失限定取引）》

平成 30 年	22.1	27.2	14.7	3.7	14.0	12.5	2.2	0.0	3.7
令和元年	21.6	33.0	19.3	2.3	12.5	5.7	3.4	0.0	2.3
令和 2 年	16.7	33.3	8.3	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0	8.3

（通常取引と損失限定取引の区別なし）

令和 3 年	21.9	21.6	15.9	6.3	8.9	15.9	2.9	3.8	2.9
令和 4 年	18.9	23.0	16.6	6.0	12.1	15.8	2.6	3.4	1.5

《外国商品市場取引》

平成 30 年	10.0	30.0	10.0	30.0	5.0	10.0	0.0	5.0	0.0
令和元年	9.1	13.6	22.7	9.1	18.2	22.7	4.5	0.0	0.0
令和 2 年	12.9	22.6	19.4	9.7	16.1	19.4	0.0	0.0	0.0
令和 3 年	13.5	18.9	18.9	16.2	10.8	10.8	2.7	5.4	2.7
令和 4 年	25.8	19.4	9.7	6.5	16.1	16.1	3.2	3.2	0.0

《店頭商品デリバティブ取引》

平成 30 年	25.2	27.0	23.0	5.8	6.5	9.0	1.1	0.4	2.2
令和元年	22.1	29.7	18.5	8.5	9.4	8.5	1.1	0.5	1.8
令和 2 年	18.7	29.4	22.2	7.3	8.5	9.2	1.9	1.2	1.6
令和 3 年	21.9	27.9	21.5	5.5	11.9	8.2	1.8	0.5	0.9
令和 4 年	20.1	26.3	20.7	7.7	9.0	10.2	3.1	1.5	1.2

3. 商品先物取引を行った商品（複数回答）

【図表 3】

《国内商品市場取引》

(単位：%)

			H30年	R元年	R2年			R3年	R4年
TOCOM	貴金属	金	70.3	72.5	67.6	金商法 (商品関連市場デリバティブ取引)	OSE	57.8	54.0
		白金	39.8	41.5	37.3			45.1	47.5
		金ミニ	18.2	19.2	27.9			18.4	17.0
		金限日	13.4	12.2	17.0			9.8	8.3
		白金ミニ	9.0	9.0	10.9			13.0	10.6
		白金限日	8.4	6.9	6.8			6.3	4.2
		パラジウム	3.3	5.3	3.6			3.8	1.9
		銀	2.9	3.1	4.7			8.6	4.9
		金オプション	0.4	0.3	0.7			0.0	0.0
	ゴム	ゴム	20.4	16.6	20.3			25.4	23.4
農産物	東京とうもろこし	13.9	11.6	12.4	20.3	20.4			
	東京小豆	1.8	1.8	0.7	0.0	0.0			
	東京一般大豆	2.9	1.6	1.1	0.0	0.0			
	粗糖								
	東京コメ	0.2	0.5	0.4	0.3	0.0			
ODEX	新潟コシ	0.8	0.5	0.5	3.5	0.0			
	大阪コメ								
	大阪コメ								
TOCOM	エネルギー	原油	25.9	21.9	23.4	商先法	TOCOM	79.7	81.5
		ガソリン	15.5	10.3	8.5			17.1	7.9
		灯油	3.9	2.6	1.7			3.8	0.4
		電力		0.1	0.0			0.3	0.0

(注) TOCOM：(株)東京商品取引所、ODEX：(株)堂島取引所、OSE：(株)大阪取引所

令和3年度は、商品先物取引と大阪取引所の先物取引を別々の調査項目としている。

斜線については、調査対象となっていない項目である。

4. 他の金融商品の取引経験（複数回答）

【図表 4】

《国内商品市場取引（通常取引）》

（単位：％）

	株	投資信託	信用取引	日経225 (ミニ含む)	取引所FX	店頭FX	取引所証券CFD	店頭証券CFD	商品ファンド	その他	経験なし	不明	現物取引 (金・白金等)	大阪取引所における貴金属等の先物・オプション取引	国内商品・通常取引	国内商品・損失限定取引	外国商品市場取引	商品CFD
H30年	55.0	30.0	17.2	16.7	25.4	13.9	6.6	3.6	2.4	0.6	8.7	4.4	18.0			30.2	1.7	3.5
R元年	57.3	33.5	19.7	21.3	26.7	16.9	9.0	4.3	3.0	0.8	7.5	4.2	20.6			29.8	2.4	4.6
R2年	51.5	28.6	19.3	19.1	29.1	15.3	9.3	6.0	2.4	0.2	5.6	4.1	13.8	42.1		30.6	2.1	4.3

《国内商品市場取引（損失限定取引）》

H30年	32.4	26.5	4.4	7.4	10.3	8.1	1.5	2.2	3.7	0.0	19.1	7.4	8.1		27.9		0.7	2.2
R元年	31.8	21.6	4.5	8.0	10.2	10.2	1.1	2.3	3.4	0.0	19.3	11.4	9.1		26.1		2.3	2.3
R2年	33.3	25.0	8.3	8.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	8.3	0.0	8.3	25.0	25.0		0.0	0.0

（通常取引と損失限定取引の区別なし）

R3年	62.5	34.9	24.8	22.2	33.7	18.1	15.2	6.7	1.3	1.6	7.9	6.0	11.4			27.6	1.9	8.6
R4年	62.3	32.1	23.8	25.3	35.1	18.9	12.1	5.7	0.4	0.8	5.7	6.0	8.7			33.6	2.3	7.2

《外国商品市場取引》

H30年	90.0	65.0	60.0	70.0	85.0	50.0	30.0	25.0	15.0	10.0	0.0	0.0	20.0		35.0	0.0		10.0
R元年	90.9	81.8	59.1	72.7	59.1	54.5	36.4	27.3	9.1	4.5	9.1	0.0	13.6		59.1	4.5		18.2
R2年	90.3	58.1	61.3	61.3	61.3	41.9	16.1	19.4	0.0	0.0	3.2	0.0	22.6	22.6	19.4	3.2		12.9
R3年	86.5	64.9	54.1	75.7	62.2	35.1	40.5	10.8	5.4	2.7	0.0	0.0	24.3	27.0	35.1	0.0		27.0
R4年	90.3	58.1	61.3	61.3	51.6	51.6	32.3	19.4	6.5	6.5	0.0	0.0	19.4	25.8	54.8	0.0		32.3

《店頭商品デリバティブ取引》

H30年	67.6	45.0	33.1	35.3	57.9	57.2	37.1	31.3	2.2	1.8	5.0	1.8	7.6		9.7	1.1	3.2	
R元年	74.1	52.3	38.9	45.5	57.1	47.4	45.0	36.5	2.3	1.2	0.9	1.5	7.7		12.1	2.0	3.8	
R2年	74.7	48.8	39.5	44.9	58.3	53.2	46.2	36.3	2.2	0.3	1.9	1.2	6.6	4.2	14.8	0.9	4.8	
R3年	71.7	46.1	35.2	40.6	57.5	43.8	60.3	37.4	2.7	0.9	0.5	0.0	9.6	4.6	20.5	0.9	11.9	
R4年	78.9	56.7	37.5	35.9	58.2	39.3	55.1	34.1	2.5	0.6	1.9	1.2	6.2	5.3	19.8	1.2	9.0	

（注）斜線については、調査対象となっていない項目である。

5. 商品先物取引の経験期間（累積）

【図表 5】

《国内商品市場取引（通常取引）》

（単位：％）

	1か月 未満	1か月 ～ 3か月 未満	3か月 ～ 6か月 未満	6か月 ～ 1年 未満	1年 ～ 3年 未満	3年 ～ 5年 未満	5年 ～ 10年 未満	10年 以上	不明
平成30年	0.3	1.7	3.0	4.2	14.3	10.2	18.4	47.3	0.6
令和元年	0.5	1.0	2.3	4.8	12.1	9.7	18.1	51.1	0.5
令和2年	0.1	0.6	1.5	6.2	11.8	8.2	16.4	54.8	0.5

《国内商品市場取引（損失限定取引）》

平成30年	3.7	11.8	21.3	19.9	32.4	8.1	1.5	0.7	0.7
令和元年	1.1	21.6	13.6	18.2	30.7	11.4	3.4	0.0	0.0
令和2年	0.0	16.7	25.0	16.7	41.7	0.0	0.0	0.0	0.0

（通常取引と損失限定取引の区別なし）

令和3年		2.5	3.5	7.0	11.1	8.6	12.1	52.7	2.6
令和4年		0.4	3.0	9.8	11.7	6.4	13.2	53.6	1.9

《外国商品市場取引》

平成30年	5.0	10.0	0.0	0.0	25.0	10.0	15.0	35.0	0.0
令和元年	0.0	0.0	9.1	9.1	18.2	22.7	18.2	22.7	0.0
令和2年	0.0	3.2	3.2	41.9	19.4	6.5	19.4	6.4	0.0
令和3年	2.7	5.4	2.7	13.5	29.7	8.1	10.8	21.7	5.4
令和4年	0.0	6.5	6.5	12.9	25.8	16.1	6.5	25.8	0.0

《店頭商品デリバティブ取引》

平成30年	1.8	1.8	6.1	17.6	35.6	15.8	12.9	8.3	0.0
令和元年	1.4	4.8	7.3	16.4	35.9	13.5	11.1	8.8	0.9
令和2年	2.8	3.9	6.1	12.3	35.5	15.5	12.1	11.4	9.3
令和3年	1.8	6.8	12.3	17.4	32.0	8.7	11.9	5.9	3.2
令和4年	10.5	7.1	5.3	12.7	28.2	13.9	9.0	8.7	4.6

6. 現在の業者と取引をしているきっかけ

【図表 6】

《国内商品市場取引（通常取引）》

（単位：％）

	電話勧誘	訪問勧誘	文書の送付	新聞等の広告	セミナー・講演会等	友人・知人に勧められて	インターネット経由	自分から連絡	その他	不明
平成 30 年	23.8	13.3	0.9	5.1	5.5	8.8	22.8	11.4	3.4	5.0
令和元年	20.3	12.9	1.2	5.0	5.3	6.7	25.6	12.2	5.5	5.3
令和 2 年	21.3	11.3	0.7	2.7	3.8	7.4	30.5	12.1	4.1	6.0

《国内商品市場取引（損失限定取引）》

平成 30 年	43.4	42.6	0.0	0.0	3.7	6.6	0.0	2.2	0.0	1.5
令和元年	51.1	36.4	1.1	0.0	2.3	4.5	0.0	1.1	1.1	2.3
令和 2 年	83.3	8.3	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

（通常取引と損失限定取引の区別なし）

令和 3 年	24.1	9.8	0.3	2.9	0.3	4.1	37.5	13.3	3.2	4.8
令和 4 年	25.3	7.9	1.1	1.9	1.1	4.5	31.7	20.4	2.3	3.8

《外国商品市場取引》

平成 30 年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	60.0	30.0	5.0	0.0
令和元年	0.0	0.0	0.0	4.5	4.5	13.6	50.0	18.2	4.5	4.5
令和 2 年	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	9.7	67.7	16.1	0.0	3.2
令和 3 年	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	2.7	78.4	13.5	2.7	0.0
令和 4 年	0.0	0.0	0.0	6.5	3.2	0.0	64.5	25.8	0.0	0.0

《店頭商品デリバティブ取引》

平成 30 年	7.2	0.0	0.7	3.2	2.9	5.8	65.8	6.5	5.4	2.5
令和元年	2.9	0.2	0.9	4.1	3.5	7.4	69.8	5.5	2.9	2.9
令和 2 年	2.0	0.3	0.4	3.7	2.9	5.8	73.2	5.0	2.9	3.7
令和 3 年	3.2	0.9	2.3	0.0	0.0	0.0	82.2	8.2	0.9	2.3
令和 4 年	1.5	0.9	1.9	4.0	1.2	0.0	73.4	9.6	2.2	5.2

7. 満足度（商品先物取引を経験したことに満足しているか）

【図表 7】

《国内商品市場取引（通常取引）》

（単位：％）

	大いに満足	満足	どちらとも いえない	不満	大いに不満	不明
平成 30 年	4.9	29.3	40.8	12.4	11.3	1.4
令和元年	6.8	33.6	38.1	9.7	9.4	2.4
令和 2 年	7.0	30.9	42.6	9.4	8.0	2.1

《国内商品市場取引（損失限定取引）》

平成 30 年	0.0	14.0	46.3	14.0	25.7	0.0
令和元年	2.3	18.2	48.9	17.0	12.5	1.1
令和 2 年	0.0	0.0	50.0	25.0	25.0	0.0

（通常取引と損失限定取引の区別なし）

令和 3 年	13.7	29.8	43.2	8.3	3.5	1.6
令和 4 年	11.3	30.6	41.1	5.3	10.9	0.8

《外国商品市場取引》

平成 30 年	20.0	40.0	25.0	0.0	10.0	5.0
令和元年	18.2	54.5	22.7	0.0	4.5	0.0
令和 2 年	25.8	45.2	22.6	3.2	3.2	0.0
令和 3 年	32.4	43.2	21.6	2.7	0.0	0.0
令和 4 年	29.0	35.5	25.8	3.2	6.5	0.0

《店頭商品デリバティブ取引》

平成 30 年	9.7	49.6	33.1	4.7	2.9	0.0
令和元年	17.6	43.9	32.9	2.4	1.8	1.4
令和 2 年	12.4	38.9	39.3	4.5	3.5	1.3
令和 3 年	15.5	35.2	46.1	0.5	1.8	0.9
令和 4 年	11.1	39.3	45.5	1.5	0.6	1.9

【図表 7-2】 通常取引を行った委託者の「満足度」を注文方法別に分類

(単位：%)

	大いに満足	満 足	どちらとも いえない	不 満	大いに不満	不 明
平成 30 年	4.9	29.3	40.8	12.4	11.3	1.4
(ネット以外で注文)	2.0	21.9	41.4	16.5	18.0	0.3
(ネットで注文)	7.6	37.3	40.5	8.6	5.1	1.0
令和元年	6.8	33.6	38.1	9.7	9.4	2.4
(ネット以外で注文)	3.1	28.1	38.9	14.2	14.8	0.9
(ネットで注文)	10.0	39.1	38.1	6.5	5.4	0.8
令和 2 年	7.0	30.9	42.6	9.4	8.0	2.1
(ネット以外で注文)	5.0	20.7	44.6	14.3	15.2	0.3
(ネットで注文)	8.6	37.4	42.7	7.0	3.9	0.4

(通常取引と損失限定取引の区別なし)

令和 3 年	13.7	29.8	43.2	8.3	3.5	1.6
(ネット以外で注文)	4.9	14.8	54.3	19.8	6.2	0.0
(ネットで注文)	17.5	36.9	39.2	3.7	2.3	0.5
令和 4 年	11.3	30.6	41.1	5.3	10.9	0.8
(ネット以外で注文)	4.1	6.8	53.4	11.0	24.7	0.0
(ネットで注文)	14.2	39.9	37.2	2.7	6.0	0.0

8. 業者に対する評価（複数回答）

【図表 8】

《国内商品市場取引（通常取引）》

（単位：％）

	外務員の説明・アドバイザーが不十分	サービス・情報提供が不十分	態度が横柄	預託金や利益金の返還が遅い	担当外務員と連絡がとれないことが多い	特に不満はない	その他	不明
平成 30 年	14.9	14.4	1.7	1.1	1.1	62.6	11.2	3.9
令和元年	12.2	13.4	2.6	1.5	1.9	65.0	10.1	3.3
令和 2 年	11.2	15.0	1.5	0.9	1.9	66.6	9.7	4.1

《国内商品市場取引（損失限定取引）》

平成 30 年	33.8	22.1	2.9	2.2	1.5	46.3	12.5	1.5
令和元年	28.4	17.0	2.3	0.0	1.1	55.7	5.7	4.5
令和 2 年	33.3	25.0	0.0	0.0	0.0	58.3	8.3	0.0

（通常取引と損失限定取引の区別なし）

令和 3 年	9.2	7.6	0.6	0.0	0.6	72.4	7.9	4.8
令和 4 年	12.1	11.7	1.1	1.9	2.3	68.7	6.0	6.0

《外国商品市場取引》

平成 30 年	0.0	15.0	0.0	0.0	0.0	60.0	35.0	0.0
令和元年	4.5	13.6	0.0	0.0	0.0	77.3	4.5	0.0
令和 2 年	0.0	3.2	0.0	3.2	0.0	71.0	16.1	6.5
令和 3 年	0.0	5.4	0.0	0.0	0.0	78.4	13.5	2.7
令和 4 年	0.0	6.5	0.0	0.0	0.0	77.4	16.1	0.0

《店頭商品デリバティブ取引》

平成 30 年	2.9	9.4	0.4	0.7	0.7	76.6	8.3	4.3
令和元年	3.8	7.4	1.2	1.8	0.5	78.0	7.1	3.8
令和 2 年	2.0	11.4	1.2	2.0	0.7	75.9	5.8	4.5
令和 3 年	3.2	9.1	1.8	1.4	0.9	76.3	5.0	7.8
令和 4 年	3.4	8.4	1.5	0.9	0.9	75.2	4.6	8.0

【図表 8-2】 通常取引を行った委託者の「業者に対する評価」を注文方法別に分類

(単位：%)

	外務員の説明・アドバイザーが不十分	サービス・情報提供が不十分	態度が横柄	預託金や利益金の返還が遅い	担当外務員と連絡がとれないことが多い	特に不満はない	その他	不明
平成 30 年	14.9	14.4	1.7	1.1	1.1	62.6	11.2	3.9
(ネット以外で注文)	24.3	19.6	2.4	1.7	1.5	53.3	12.1	2.3
(ネットで注文)	5.7	9.0	0.7	0.7	0.7	72.2	10.3	4.9
令和元年	12.2	13.4	2.6	1.5	1.9	65.0	10.1	3.3
(ネット以外で注文)	20.8	18.2	3.6	1.3	2.7	59.7	7.8	1.6
(ネットで注文)	4.7	9.2	1.7	1.6	1.1	71.0	11.4	4.0
令和 2 年	11.2	15.0	1.5	0.9	1.9	66.6	9.7	4.1
(ネット以外で注文)	22.4	19.8	1.7	2.0	2.3	60.1	8.2	2.3
(ネットで注文)	4.6	12.0	1.2	0.3	1.3	71.2	10.5	4.6

(通常取引と損失限定取引の区別なし)

令和 3 年	9.2	7.6	0.6	0.0	0.6	72.4	7.9	4.8
(ネット以外で注文)	25.9	17.3	2.5	0.0	1.2	61.7	1.2	0.0
(ネットで注文)	2.8	4.6	0.0	0.0	0.5	79.3	9.2	4.6
令和 4 年	12.1	11.7	1.1	1.9	2.3	68.7	6.0	6.0
(ネット以外で注文)	26.0	27.4	1.4	4.1	6.8	52.1	5.5	1.4
(ネットで注文)	6.0	5.5	0.5	0.5	0.5	76.5	6.6	6.6

9. 取引継続の意向

【図表 9】

《国内商品市場取引（通常取引）》

（単位％）

	継続したい	止めたい	どちらともいえない	不明
平成 30 年	55.4	15.4	27.7	1.4
令和元年	59.8	12.7	25.3	2.1
令和 2 年	60.4	12.3	24.7	2.5

《国内商品市場取引（損失限定取引）》

平成 30 年	18.4	36.0	45.6	0.0
令和元年	30.7	26.1	43.2	0.0
令和 2 年	8.3	66.7	25.0	0.0

（通常取引と損失限定取引の区別なし）

令和 3 年	61.3	9.5	26.3	2.9
令和 4 年	59.2	10.2	28.7	1.9

《外国商品市場取引》

平成 30 年	85.0	0.0	10.0	5.0
令和元年	90.9	4.5	4.5	0.0
令和 2 年	80.6	6.5	12.9	0.0
令和 3 年	75.7	2.7	21.6	0.0
令和 4 年	80.6	3.2	16.1	0.0

《店頭商品デリバティブ取引》

平成 30 年	72.3	7.6	19.8	0.4
令和元年	73.2	6.8	18.5	1.5
令和 2 年	60.8	13.7	23.4	2.0
令和 3 年	64.4	6.4	27.9	1.4
令和 4 年	62.5	11.1	24.1	2.2

【図表 9-2】 通常取引を行った委託者の「取引継続の意向」を注文方法別に分類

(単位：%)

	継続したい	止めたい	どちらともいえない	不明
平成 30 年	55.4	15.4	27.7	1.4
(ネット以外で注文)	41.1	25.8	32.5	0.6
(ネットで注文)	70.3	5.8	22.9	1.0
令和元年	59.8	12.7	25.3	2.1
(ネット以外で注文)	47.4	20.8	31.2	0.5
(ネットで注文)	71.5	6.6	21.2	0.7
令和 2 年	60.4	12.3	24.7	2.5
(ネット以外で注文)	42.3	25.4	31.5	0.9
(ネットで注文)	72.3	5.3	21.5	0.9

(通常取引と損失限定取引の区別なし)

令和 3 年	61.3	9.5	26.3	2.9
(ネット以外で注文)	30.9	24.7	42.0	2.5
(ネットで注文)	74.2	4.1	20.3	1.4
令和 4 年	59.2	10.2	28.7	1.9
(ネット以外で注文)	28.8	24.7	45.2	1.4
(ネットで注文)	71.6	4.4	23.0	1.1

Ⅲ. 商品先物取引業者調査の結果（主な項目を抜粋）

1. 取引口座数

【図表 10】

≪国内商品市場取引（通常取引）≫

	一般個人	特定委託者・特 定当業者	左記以外の 法人	合 計
平成 31 年 年初	73,208 口座	410 口座	2,276 口座	75,894 口座
（対面取引）	14,270 口座	287 口座	1,057 口座	15,614 口座
（電子取引）	58,938 口座	123 口座	1,219 口座	60,280 口座
令和 2 年 年初	76,110 口座	396 口座	2,391 口座	78,897 口座
（対面取引）	14,676 口座	269 口座	1,142 口座	16,087 口座
（電子取引）	61,434 口座	127 口座	1,249 口座	62,810 口座
令和 3 年 年初	21,388 口座	268 口座	1,391 口座	23,047 口座
（対面取引）	6,112 口座	172 口座	834 口座	7,118 口座
（電子取引）	15,276 口座	96 口座	557 口座	15,929 口座
令和 4 年 年初	17,590 口座	218 口座	986 口座	18,794 口座
（対面取引）	3,172 口座	178 口座	455 口座	3,805 口座
（電子取引）	14,418 口座	40 口座	531 口座	14,989 口座
令和 5 年 年初	17,231 口座	205 口座	902 口座	18,338 口座
（対面取引）	3,066 口座	185 口座	368 口座	3,619 口座
（電子取引）	14,165 口座	20 口座	534 口座	14,719 口座

《国内商品市場取引（損失限定取引）》

	一般個人
平成 31 年 年初	1,201 口座
（対面取引）	1,200 口座
（電子取引）	1 口座
令和 2 年 年初	1,240 口座
（対面取引）	1,239 口座
（電子取引）	1 口座
令和 3 年 年初	483 口座
（対面取引）	483 口座
（電子取引）	0 口座
令和 4 年 年初	287 口座
（対面取引）	287 口座
（電子取引）	0 口座
令和 5 年 年初	234 口座
（対面取引）	234 口座
（電子取引）	口座

《外国商品市場取引》

	一般個人	特定委託者・特 定当業者	左記以外の 法人	合 計
平成 31 年 年初	36,640 口座	9 口座	891 口座	37,540 口座
（対面取引）	0 口座	2 口座	0 口座	2 口座
（電子取引）	36,640 口座	7 口座	891 口座	37,538 口座
令和 2 年 年初	41,862 口座	11 口座	1,001 口座	42,874 口座
（対面取引）	0 口座	4 口座	2 口座	6 口座
（電子取引）	41,862 口座	7 口座	999 口座	42,868 口座
令和 3 年 年初	45,138 口座	9 口座	1,151 口座	46,298 口座
（対面取引）	1 口座	3 口座	2 口座	6 口座
（電子取引）	45,137 口座	6 口座	1,149 口座	46,292 口座
令和 4 年 年初	48,642 口座	14 口座	396 口座	49,052 口座
（対面取引）	1 口座	4 口座	3 口座	8 口座
（電子取引）	48,641 口座	10 口座	393 口座	49,044 口座
令和 5 年 年初	55,424 口座	19 口座	421 口座	55,864 口座
（対面取引）	1 口座	11 口座	2 口座	14 口座
（電子取引）	55,423 口座	8 口座	419 口座	55,850 口座

《店頭商品デリバティブ取引》

	一般個人	特定委託者・特 定当業者	左記以外の 法人	合 計
平成 31 年 年初	255,360 口座	168 口座	2,976 口座	258,504 口座
（対面取引）	568 口座	159 口座	151 口座	878 口座
（電子取引）	254,792 口座	9 口座	2,825 口座	257,626 口座
令和 2 年 年初	306,359 口座	126 口座	3,269 口座	309,754 口座
（対面取引）	490 口座	124 口座	171 口座	785 口座
（電子取引）	305,869 口座	2 口座	3,098 口座	308,969 口座
令和 3 年 年初	361,449 口座	118 口座	3,686 口座	365,253 口座
（対面取引）	379 口座	117 口座	238 口座	734 口座
（電子取引）	361,070 口座	1 口座	3,448 口座	364,519 口座
令和 4 年 年初	444,243 口座	117 口座	3,241 口座	447,601 口座
（対面取引）	376 口座	116 口座	210 口座	702 口座
（電子取引）	443,867 口座	1 口座	3,031 口座	446,899 口座
令和 5 年 年初	520,774 口座	113 口座	3,673 口座	524,560 口座
（対面取引）	328 口座	110 口座	180 口座	618 口座
（電子取引）	520,446 口座	3 口座	3,493 口座	523,942 口座

以上
文責：有田

V. 令和4年度の営業収益について

本会では会員の企業情報の開示に関する規則に基づき会員から提出された情報開示（ディスクロージャー）資料をホームページに掲載しています。以下の資料はそれをもとに集計し作成しました。

個人である顧客を対象とした商品先物取引業務を行っている会員 25 社について、令和 4 年度の営業収益を集計しました。

なお、数値の集計は、令和 5 年 3 月決算によるものであり、それ以外の月の決算会員（6 社）は一番新しいものによっています。

1. 商品先物取引業務における営業収益（対面取引（ネット兼業を含む。）、ネット取引に分類）

	調査対象 25 社	(対面取引 12 社)	(ネット取引 13 社)
① 国内商品市場取引	2,260 百万円	2,173 百万 12 社	87 百万円 2 社
② 外国商品市場取引	58 百万円	0 百万円 0 社	58 百万円 2 社
③ 店頭商品デリバティブ取引	8,538 百万円	501 百万円 1 社	8,037 百万円 12 社
合 計	10,856 百万円 (100%)	2,674 百万円 (25%)	8,182 百万円 (75%)

2. 全営業収益に占める商品先物取引業務の営業収益の割合

商先業務の割合	調査対象 25 社	(対面取引 12 社)	(ネット取引 13 社)
① 80%以上	1 社	1 社	0 社
② 50%以上 80%未満	2 社	2 社	0 社
③ 20%以上 50%未満	1 社	1 社	0 社
④ 5%以上 20%未満	6 社	1 社	5 社
⑤ 5%未満	15 社	7 社	8 社
合 計	25 社	12 社	13 社

3. 営業収益の推移について

(1) 商品先物取引業務における営業収益の推移

	令和 2 年度 調査対象 26 社	令和 3 年度 調査対象 21 社	令和 4 年度 調査対象 25 社
① 国内商品市場取引	6,256 百万円	2,109 百万円	2,260 百万円
② 外国商品市場取引	6 百万円	68 百万円	58 百万円
③ 店頭商品デリバティブ取引	8,702 百万円	5,180 百万円	8,538 百万円
合 計	14,964 百万円	7,357 百万円	10,856 百万円

(2) 対面取引、ネット取引別の営業収益の推移

商先業務の割合	令和2年度 調査対象 26 社	令和3年度 調査対象 21 社	令和4年度 調査対象 25 社
対面取引	6,059 百万円	2,610 百万円	2,674 百万円
ネット取引	8,905 百万円	4,747 百万円	8,182 百万円
合 計	14,964 百万円	7,357 百万円	10,856 百万円

(3) 全営業収益に占める商品先物取引業務の営業収益の割合

商先業務の割合	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	対面	ネット	対面	ネット	対面	ネット
① 80%以上	3 社	0 社	1 社	0 社	1 社	0 社
② 50%以上 80%未満	0 社	1 社	1 社	0 社	2 社	0 社
③ 20%以上 50%未満	3 社	0 社	2 社	0 社	1 社	0 社
④ 5%以上 20%未満	8 社	5 社	1 社	4 社	1 社	5 社
⑤ 5%未満	2 社	4 社	7 社	5 社	7 社	8 社
合 計	16 社	10 社	12 社	9 社	12 社	13 社

文責：小河

VI. 2023年の相談状況及び苦情・紛争処理状況について

本会の相談センターでは、平日の午前9時から午後5時までの間、商品デリバティブ取引に関するお客様からのご相談に応じるとともに、苦情及び紛争の円満な解決に努めています。

ここでは、2023年1月から12月までの1年間に相談センターで取り扱った「相談（問い合わせ）」、「苦情」、「紛争仲介」の受付状況等を集計し、2022年（前年）との比較を行いました。

○ 総括表

（単位：件）

区 分	2023 年	2022 年	対前年 増減
相 談（問い合わせ）	137	137	0
苦 情	0	0	0
紛争仲介	1	1	0
苦情から紛争仲介に移行したもの	(0)	(0)	(0)
紛争仲介に直接申出されたもの	(1)	(1)	(0)

1. 相 談（問い合わせ）

- 相談センターでは、商品デリバティブ取引に係る全般的な質問にお答えしております。
- 相談は無料です。
- 相談センターでは、次に掲げる取引等の相談に応じること、苦情及び紛争の解決を行うことはできません。
 - ① ㈱大阪取引所の商品関連市場デリバティブ取引
 - ② 有価証券取引や外国為替証拠金取引等の取引
 - ③ 協会に加入していない業者との取引

（単位：件）

2023 年													合計	2022 年
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
8	10	9	15	6	12	9	5	20	13	10	20	137	137	

(1) 受付件数

相談受付件数は137件で、前年（137件）と同件数となりました。137件の内訳は、商品デリバティブ取引が64件（国内商品37件、外国商品5件、店頭商品22件）、商品デリバティブ取引以外（金融取引等）が73件でした。

8月の件数は5件で月間数として過去最少となりました。

(2) 相談内容

商品デリバティブ取引64件の相談内容をみると、制度、仕組みに関するものが28件、勧誘に関するものが2件、売買に関するものが15件、会員に関するものが17件、その他が2件でした。

2. 苦情

- お客様は、相談センターに電話、手紙及びWEB等の方法により、協会の会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者（以下「会員等」という。）に対する苦情を申し出ることができます。
- 苦情の申出に対し、相談センターの相談員はお話を伺い、必要な助言や苦情に係る事情を調査します。
- お伺いした苦情の内容は相手方会員等に通知してその迅速な解決を求める等の対応を行い、苦情の解決の促進を図ります。
- 苦情処理は無料で行います。

(単位：件)

2023年													合計	2022年
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(1) 受付件数

苦情受付件数は前年と同様に0件でした。

3. 紛争仲介

- 相談センターでは、前述の苦情処理で苦情の解決に至らなかった場合や、本会の苦情処理に依らずにお客様と会員等が自主的に話し合いを行っても解決に至らなかった場合などに、解決手段の一つとして、紛争仲介を行っています。
- 紛争仲介は、協会が委嘱する弁護士が担当あつせん・調停委員となって行います。
- 紛争仲介制度を利用される際には、申出手数料及び期日手数料（第2回期日以降）の紛争仲介に係る手数料をご負担いただくことになります。

(単位：件)

区 分	2023年	2022年
申出件数	1	1
前年（12月末時点）処理中件数	1	4
終結件数	1	4
（解決）	(1)	(3)
（打ち切り）	(0)	(1)
（取下げ）	(0)	(0)
12月末時点処理中件数	1	1

(1) 紛争仲介の申出件数

紛争仲介の申出件数は前年と同様に1件でした。

(2) 申出事由

この1件の申出事由類型別は「不当勧誘類型」でした。

(3) 処理状況

2022年12月末に処理中であった1件は2023年中に解決で終了しました。

この結果、2023年12月末時点で処理中の件数は2023年に受け付けた1件となりました。

4. 苦情等（苦情と紛争仲介に直接申出されたものの合計）

苦情

（単位：件）

2023年													合計	2022年
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

紛争仲介に直接申出されたもの

（単位：件）

2023年													合計	2022年
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1

苦情等（苦情と紛争仲介に直接申出されたものの合計）

（単位：件）

2023年													合計	2022年
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1

(1) 受付件数

苦情等（苦情と紛争仲介に直接申出されたものの合計）の受付件数は前年と同様に1件でした。

(2) 申出事由

この1件の申出事由類型は「不当勧誘類型」でした。

文責：小河

VII. 内部管理責任者等資格研修の開催期間の拡大について

会員の利便性に配慮する観点から、内部管理責任者等資格研修については、本年度より開催期間を拡大して開催しています。

1. 内部管理責任者制度とは

本会では、会員の法令順守営業を促進・支援するために内部管理責任者制度を導入しています。同制度では、会員は自社の本店や支店についてその組織状況や業務取扱量等を勘案して適切な営業単位を定め、営業単位ごとに内部管理責任者を配置すること、個人顧客を主な対象として登録外務員による勧誘を伴う業務ではそれに加えて営業責任者も配置することを求めています。

そして、内部管理責任者及び営業責任者の任に就くためには、本会が定める内部管理責任者等資格研修（以下「資格研修」といいます。）を受講修了することが要件である旨定めています。

また、自社の人事異動と本会の資格研修の開催時期の関係等でやむを得ない事情がある場合には、資格研修を修了していない者を配置し、その後6ヵ月以内に資格研修を修了することを認めています。

2. 資格研修の開催期間の拡大について

新型コロナウイルス感染症が流行する前の資格研修については、年に3回程度の開催期日を予め決めて、その日に会場に集合して開催していました（集合方式）。

しかし、感染拡大期には集合方式の開催が困難となったことから、予め講師の講演を収録した動画をインターネット動画サイトにアップロードし、受講者が当該動画を視聴した上で理解度確認テストを受ける方式に変更しました（研修動画視聴方式）。本方式では、従来1ヵ月程度の開催期間を設定し、その間に動画を視聴して理解度確認テストに合格することを求めていましたが、その都度「会社の業務の都合で時間が取れない。」「動画の配信期間を延長してもらえないか。」といった相談がありました。

会員各社からこのような機動的な受講に関する相談があったことや研修動画視聴方式では講師の日程調整が不要なことなどを考慮して、今般、研修期間を従来の1ヵ月間から3ヵ月間に拡大して開催することにしました。

今回の開催期間、研修内容は以下のとおりとなっていますので、内部管理責任者又は営業責任者の任に就く予定の方は受講してください。

【開催期間】 2023年12月1日～2024年2月29日

【研修内容】

制度概要研修 「内部管理責任者制度における内部管理責任者及び営業責任者の役割について」	事務局
実践研修 内部管理責任者等と実効性あるコンプライアンスの確保について	弁護士 久保 賢太郎 氏

文責：谷口

VIII. 統計資料等

1. 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者（商先業者）の状況

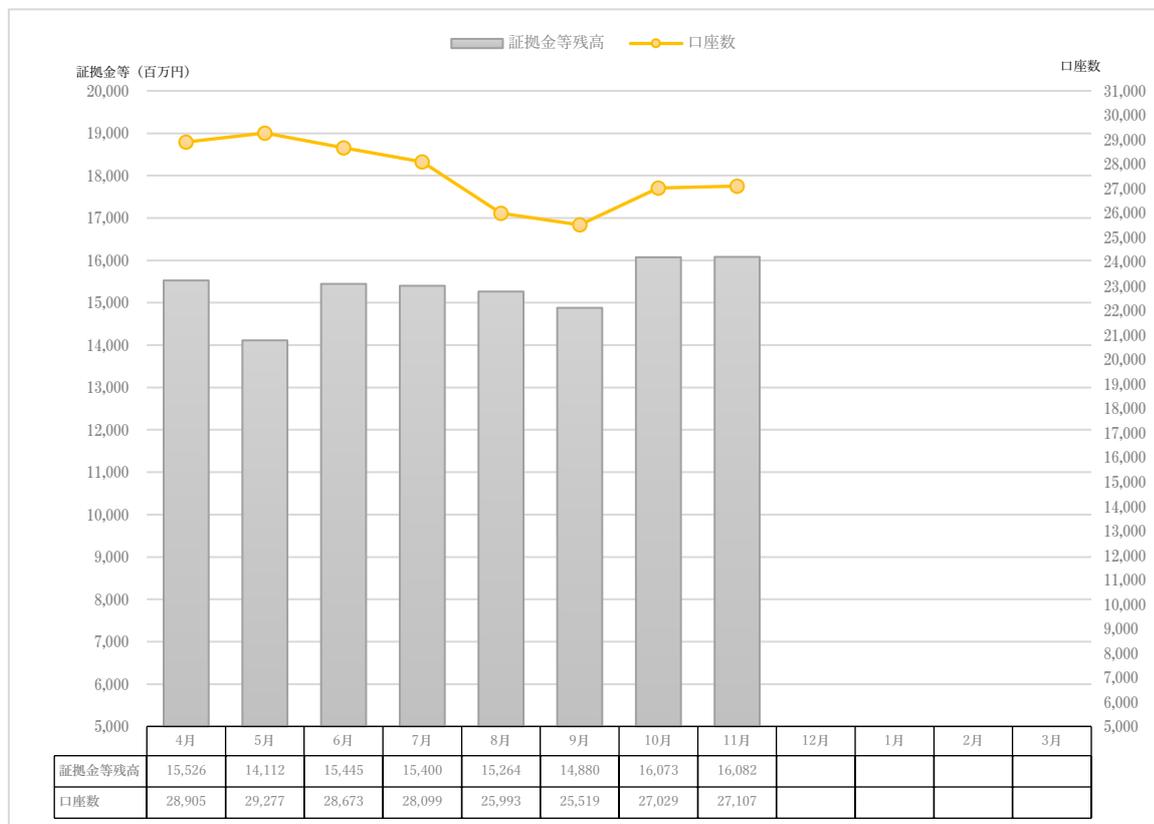
年度	商先業者数		国内市場 売買枚数 (千枚)	国内市場 取組高 (千枚)	国内市場 商先業者 売買枚数 (千枚)	国内取引 を行う社 の外務員 (人)	手数料 収入 (百万円)	国内取引 苦情・ 紛争仲介 直接申出 (件)	
	全体	国内取 引社数							
H17年度	—	86	215,489	1,514	182,145	12,055	223,839	385	
H18年度	—	79	170,133	1,080	141,951	9,678	153,760	279	
H19年度	—	70	142,141	661	114,494	6,926	113,659	286	
H20年度	—	49	92,623	415	63,641	4,801	62,128	195	
H21年度	—	37	68,518	447	44,990	3,511	48,420	100	
H22年度	53	33	63,570	393	44,654	2,788	44,236	55	
H23年度	59	33	65,818	394	50,662	2,409	46,222	66	
H24年度	56	32	56,227	391	47,185	2,314	43,174	48	
H25年度	51	32	48,377	265	43,571	2,308	34,370	40	
H26年度	49	31	46,028	337	41,929	2,277	31,400	27	
H27年度	47	29	53,118	392	50,025	2,141	26,795	35	
H28年度	45	28	51,632	510	48,516	2,089	25,686	11	
H29年度	44	27	51,380	519	49,417	1,891	23,746	16	
H30年度	45	27	42,617	341	41,228	1,771	22,297	13	
R元年度	41	25	43,413	265	42,326	1,677	23,729	15	
R2年度	38	21	19,969	130	19,353	1,427	5,995	18	
R3年度	34	17	8,291	74	8,040	1,034	1,915	4	
R4年度	36	16	4,252	49	3,501	1,011	1,259	1	
R5年度	4月	36	16	378	52	316	1,002	95	0
	5月	36	16	426	57	374	1,082	110	0
	6月	36	16	508	63	455	1,106	136	0
	7月	35	15	401	52	350	1,061	114	0
	8月	35	15	484	75	432	1,054	104	1
	9月	34	15	540	78	448	1,048	104	0
	10月	34	15	557	71	505	1,042	101	0
	11月	34	15	552	77	499	1,040	94	0
合計	—	—	3,846	—	3,379	—	858	1	
前年度比 4～11月	—	—	131.6%	—	140.9%	—	104.9%	100.0%	

- 1) 商先業者数、国内市場取組高、国内取引を行う社の外務員数は年度末現在、これ以外は年度累計の値である。
- 2) 商先業者は、商品先物取引法施行(H23.1.1)まで商品取引員とされ、国内市場取引のみが規制の対象であった。
- 3) 年度末日（月末日）に廃業した会社に係る外務員数は数値に含めているが、商先業者数からは除いている。
- 4) 平成23年1月以降の手数料収入には外国商品市場及び店頭商品の収入が含まれている可能性がある。

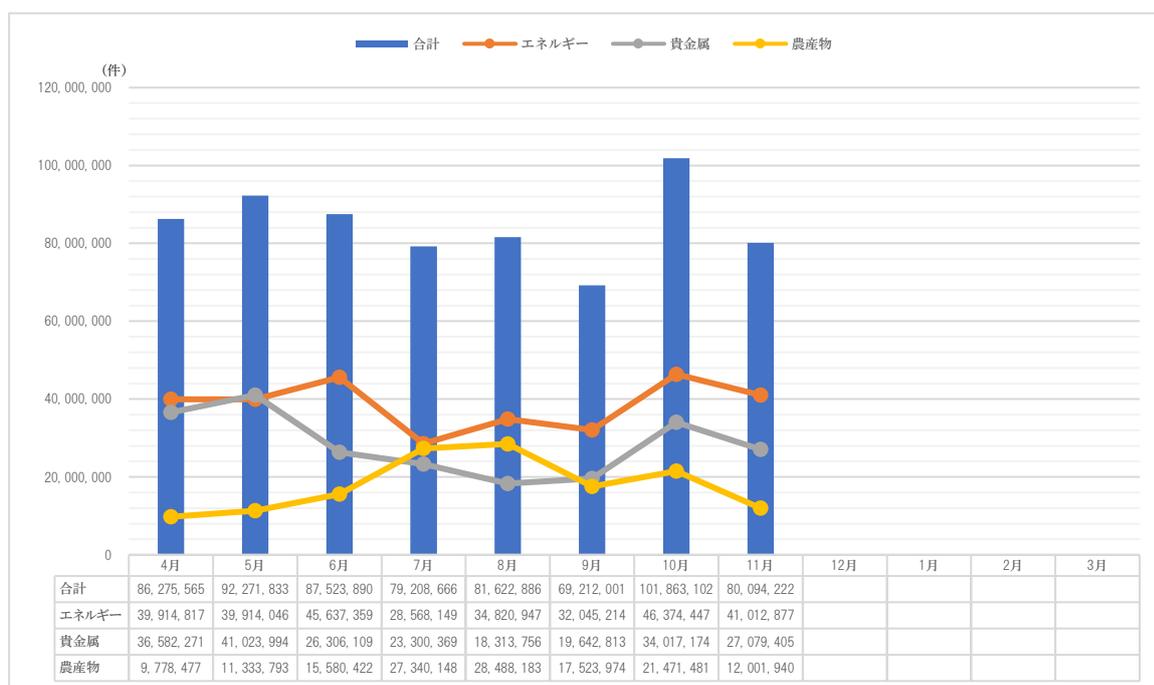
出典：国内市場売買枚数は令和2年7月まで日本商品清算機構「出来高速報」、それ以降は各商品取引所、国内市場取組高は平成19年度まで全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」等（各月央値）、20年度以降は各商品取引所（月末値）、それ以外は協会調べ

2. 店頭商品CFD取引の状況

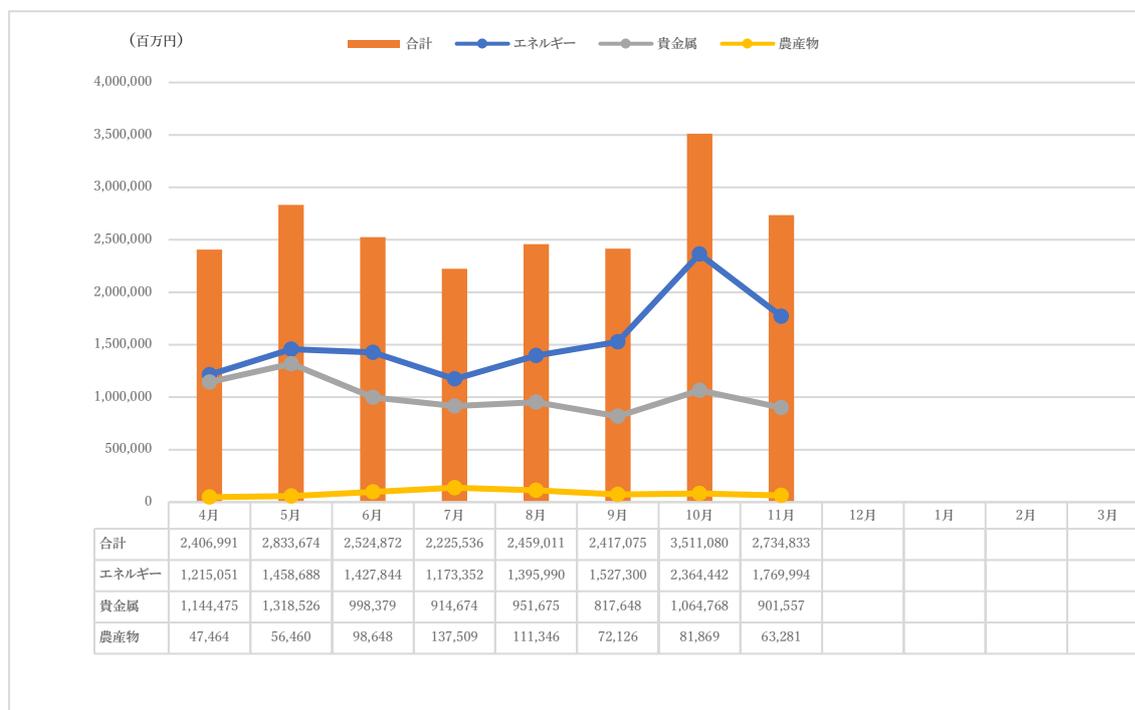
(1) 2023（令和5）年度 月末証拠金等残高と口座数



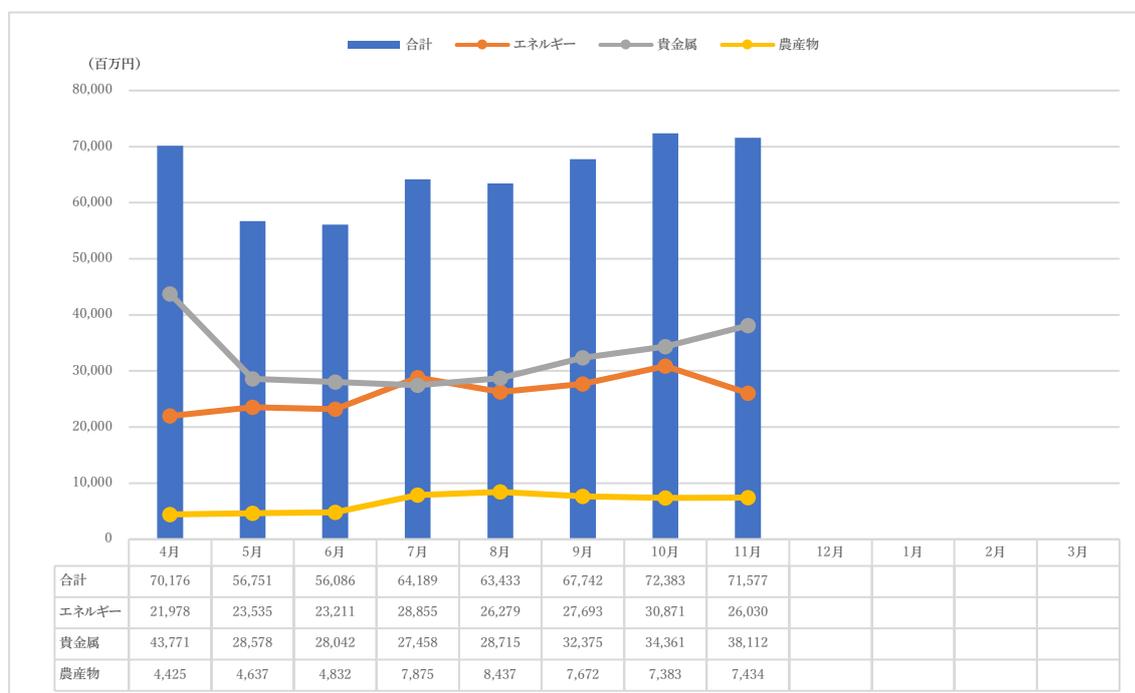
(2) 2023（令和5）年度 月間取引件数



(3) 2023（令和5）年度 月間取引金額



(4) 2023（令和5）年度 月末建玉残高



3. 登録外務員数の推移

本会では商品先物取引法に基づき外務員の登録事務を行っております。3. 及び4. では、登録外務員に係るそれぞれの統計を掲載しました。

詳細なデータは本会 Web サイトの資料・統計「[登録外務員数の推移](#)」をご覧ください。

平成 21 年度まで

(単位：人)

	前年度末外務員数	新規・再登録者数	登録更新者数	登録抹消者数	当年度末外務員数
平成 17 年度	14,611	4,271	729	6,827	12,055
平成 18 年度	12,055	2,695	545	5,072	9,678
平成 19 年度	9,678	1,668	457	4,420	6,926
平成 20 年度	6,926	980	287	3,105	4,801
平成 21 年度	4,801	715	887	2,005	3,511

平成 22～令和 4 年度

(単位：人)

	前年度末外務員数			新規・再登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当年度末外務員数		
	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者
平成 22 年度	3,511	3,511	0	314	301	0	603	603	0	1,024	1,024	0	2,801	2,788	0
平成 23 年度	2,801	2,788	0	28,208	388	308	218	218	0	1,932	767	36	29,077	2,409	272
平成 24 年度	29,077	2,409	272	4,173	403	51	173	173	0	2,637	471	129	30,613	2,314	194
平成 25 年度	30,613	2,314	194	3,306	388	20	193	191	0	2,802	410	33	31,117	2,308	181
平成 26 年度	31,117	2,308	181	2,673	344	38	200	200	0	1,987	375	32	31,803	2,277	187
平成 27 年度	31,803	2,277	187	2,911	280	40	472	471	0	2,249	416	59	32,465	2,141	168
平成 28 年度	32,465	2,141	168	2,912	306	20	372	370	0	2,526	358	51	32,851	2,089	137
平成 29 年度	32,851	2,089	137	2,922	307	95	11,612	185	61	12,491	505	65	23,282	1,891	167
平成 30 年度	23,282	1,891	167	2,330	227	21	1,534	167	6	2,506	347	32	23,106	1,771	156
令和元年度	23,106	1,771	156	2,038	209	46	1,224	176	2	2,677	303	55	22,467	1,677	147
令和 2 年度	22,467	1,677	147	2,513	100	1	855	164	4	2,386	290	14	22,594	1,427	134
令和 3 年度	22,594	1,427	134	2,329	86	6	1,102	268	1	2,723	479	98	22,200	1,034	42
令和 4 年度	22,200	1,034	42	1,888	105	0	1,502	225	1	2,637	128	5	21,451	1,011	37

※ 平成 23 年 1 月 1 日に商品先物取引法が施行されたことにより、従来の国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引を行う事業者が会員となったため、統計の連続性を考慮して国内商品市場取引を行う会員の外務員数を内訳表記した。

令和 5 年度

(単位：人)

	前月末外務員数			新規・再登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当月末外務員数		
	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者	合計	うち国内商品市場	うち仲介業者
4 月	21,451	1,011	37	112	17	0	1,499	2	0	356	26	0	21,207	1,002	37
5 月	21,207	1,002	37	184	86	0	3,635	15	0	153	6	0	21,238	1,082	37
6 月	21,238	1,082	37	239	36	0	956	34	0	188	12	0	21,289	1,106	37
7 月	21,289	1,106	37	80	19	1	63	3	0	210	64	0	21,159	1,061	38
8 月	21,159	1,061	38	201	3	0	272	2	0	190	10	2	21,170	1,054	36
9 月	21,170	1,054	36	185	6	0	113	1	0	139	12	0	21,216	1,048	36
10 月	21,216	1,048	36	126	8	0	98	4	33	80	14	0	21,262	1,042	36
11 月	21,262	1,042	36	313	7	0	98	1	0	219	9	0	21,356	1,040	36
12 月	21,356	1,040	36	127	9	0	90	5	1	44	7	0	21,439	1,042	36

※ 「うち国内商品市場」の外務員数については、既に会員であって国内商品市場取引に業務を拡大、或いは国内商品市場取引から撤退することがあるため、新規登録者数と登録抹消者数との差異が当月末外務員数と整合しない場合もあります。

4. 2023 年度 外務員登録資格試験、外務員登録資格認定講習、登録更新講習
合格・修了率の推移（四半期ごと）

全会員		4～6 月	7～9 月	10～12 月	合計
限定試験	受験者数(A)	19 名	24 名	19 名	62 名
	合格者数	14 名	18 名	13 名	45 名
	合格率	73.7%	75.0%	68.4%	72.6%
総合試験	受験者数(B)	30 名	4 名	2 名	36 名
	合格者数	27 名	3 名	2 名	32 名
	合格率	90.0%	75.0%	100.0%	88.9%
外務員登録資格 認定講習 (※)	受講者数(C)	135 名	37 名	14 名	186 名
	合格者数	132 名	36 名	14 名	182 名
	合格率	97.8%	97.3%	100.0%	97.8%
登録更新講習	受講者数(D)	70 名	26 名	23 名	119 名
	修了者数	70 名	26 名	23 名	119 名
	修了率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
合計	(A) + (B) + (C) + (D)	254 名	91 名	58 名	403 名

(※) 本年度より、証券一種外務員の円滑な商先外務員資格取得のため、「外務員登録資格認定講習」が新たに追加された。

5. 国内商品市場取引に関する統計・資料等について（リンク先）

国内商品市場取引に関する統計・資料などの情報につきましては、次の商品取引所及び関係団体のホームページをご覧ください。

(1) 相場情報、ヒストリカルデータ

㈱東京商品取引所

- 「[先物・オプション関連](https://www.jpx.co.jp/markets/derivatives/index.html)」 <https://www.jpx.co.jp/markets/derivatives/index.html>
「[商品先物価格情報](https://cf.market-info.jp/Japanese/Future/PriceInfoListToCom)」 <https://cf.market-info.jp/Japanese/Future/PriceInfoListToCom>

㈱堂島取引所

- 「[相場表](https://www.odex.co.jp/data/market-information/market-gold)」 <https://www.odex.co.jp/data/market-information/market-gold>
「[ヒストリカルデータ](http://www.odex.co.jp/market/his_index.html)」 http://www.odex.co.jp/market/his_index.html

(2) 統計データ

- 日本商品先物振興協会 [業界統計データ](https://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html) <https://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html>
日本商品委託者保護基金 [経営統計年報等](https://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm) <https://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm>

(3) （一般向け）先物取引の解説

商品先物市場の基本的な事項、概要等に関する紹介サイト

- ㈱東京商品取引所（「[個人・一般の皆様](https://www.jpx.co.jp/individuals/index.html)」） <https://www.jpx.co.jp/individuals/index.html>
㈱堂島取引所（「[商品先物取引ガイド](http://www.odex.co.jp/guide/about.html)」） <http://www.odex.co.jp/guide/about.html>
日本商品先物振興協会（[取引をなさる方へ](https://www.jcfia.gr.jp/index.html#1)） <https://www.jcfia.gr.jp/index.html#1>
”（[産業界の皆様へ](https://www.jcfia.gr.jp/index.html#6)） <https://www.jcfia.gr.jp/index.html#6>

巻末資料 (委員会の統廃合に係る定款及び諸規則の新旧対照表)

本文6頁「Ⅲ 委員会の統廃合及び規律委員会委員について」参照

1. 「定款」一部改正

新	旧
<p>第3章 機 関 第3節 理 事 会</p>	<p>第3章 機 関 第3節 理 事 会</p>
<p>(議決事項)</p> <p>第40条 この定款において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 外務員の登録の事務及び外務員資格試験の実施に関すること。</u></p> <p><u>(7) その他理事会において必要と認めた事項</u></p> <p>(権限の委任)</p> <p>第42条 理事会は、<u>その権限のうち、次に掲げるものを規律委員会に委任することができる。</u></p> <p><u>(1) 会員に対する制裁を決定する権限の一部</u></p> <p><u>(2) 会員の役員及び使用人又はこれらの職にあった者並びに商品先物取引仲介業者の役員及び使用人又はこれらの職にあった者（以下「会員及び商品先物取引仲介業者の役員使用人等」という。）に対する指導、勧告を決定する権限及び処分を決定する権限の一部</u></p>	<p>(議決事項)</p> <p>第40条 この定款において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6) その他理事会において必要と認めた事項</u></p> <p>(権限の委任)</p> <p>第42条 理事会は、<u>会員に対する制裁を決定する権限の一部、会員役職員に対する指導、勧告を決定する権限及び処分を決定する権限の一部、あっせん及び調停に関する事項、並びに外務員の登録の事務及び外務員資格試験の実施に関する事項を、それぞれ規律委員会、綱紀委員会、あっせん・調停委員会、外務員登録等資格委員会に委任することができる。</u></p>
<p>2 <u>理事会は、その権限のうち、あっせん及び調停に関する事項をあっせん・調停委員会に委任することができる。</u></p>	
<p>第5節 規律委員会及び<u>あっせん・調停委員会</u></p> <p>(規律委員会)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2 <u>規律委員会は、理事会の委任を受けて、制裁規程の定めるところにより、会員に対する制裁の一部を決定し、自主規制規則の定めるところにより、会員及び商品先物取引仲介業者の役員使用人等に対する指導、勧告を決定し、又は処分の一部</u></p>	<p>第5節 規律委員会、<u>綱紀委員会、あっせん・調停委員会及び外務員登録等資格委員会</u></p> <p>(規律委員会)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2 規律委員会は、理事会の委任を受けて、制裁規程の定めるところにより、会員に対する制裁の一部を決定する。</p>

新	旧
<p>を決定する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第46条 削除</p> <p>第48条 削除</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日 (令和5年9月21日) から施行する。</p>	<p>3 (略)</p> <p><u>(綱紀委員会)</u></p> <p>第46条 本会に綱紀委員会を置く。</p> <p>2 綱紀委員会は、理事会の委任を受けて、自主規制規則の定めるところにより、会員の役員及び使用人並びに商品先物取引仲介業者の役員及び使用人に対する指導、勧告を決定し、又は処分の一部を決定する。</p> <p>3 綱紀委員会の構成及び運営等に関し必要な事項は、規則をもって定める。</p> <p><u>(外務員登録等資格委員会)</u></p> <p>第48条 本会に外務員登録等資格委員会を置く。</p> <p>2 外務員登録等資格委員会は、理事会の委任を受け、外務員の登録の事務及び外務員資格試験等の実施に関する事項を決定する。</p> <p>3 外務員登録等資格委員会の構成及び運営等に関し必要な事項は、規則をもって定める。</p> <p>(新設)</p>

2. 「役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則」一部改正

新	旧
<p><u>(規律委員会)</u></p> <p>第2条 定款第45条第1項の規律委員会（以下「委員会」という。）は、前条の目的を達成するための機関とする。</p> <p><u>(調査及び事情説明等)</u></p> <p>第3条 本会は、第1条の目的を達成するために必要なときは、会員等又はその役員使用人等に対し、<u>期限を定めて報告若しくは資料の提出を求め、又は調査することができる。</u></p>	<p><u>(綱紀委員会、外務員登録等資格委員会)</u></p> <p>第2条 定款第46条第1項の綱紀委員会（以下「委員会」という。）及び定款第48条第1項の外務員登録等資格委員会（以下「資格委員会」という。）は、前条の目的を達成するための機関とする。</p> <p><u>(調査及び事情説明等)</u></p> <p>第3条 本会は、第1条の目的を達成するために必要なときは、会員等又はその役員使用人等に対し<u>期限を定めて報告若しくは資料の提出を求め、又は調査することができる。</u></p>

新	旧
<p>2 (略)</p> <p>(調査に対する協力義務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 会員は、<u>仲介業者に、前条の報告若しくは資料の提出又は調査に対し、全面的に協力させるものとする。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(指導等の対象行為)</p> <p>第5条 会員等の役員使用人等に対する指導等の対象行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(<u>指導及び勧告の種類及び措置</u>)</p> <p>第6条 本会が行う会員等の役員使用人等に対する指導及び勧告は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>指 導</u></p> <p><u>前条第4号に該当する行為が認められた場合には、書面による嚴重注意を行う。</u></p> <p>(2) <u>勧 告</u></p> <p><u>前条第4号に該当する行為において重大な過失が認められた場合又は前号の指導を受けた後再び同号の指導の対象となる行為が認められた場合には、書面による改善勧告を行う。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(調査に対する協力義務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 会員は、<u>仲介業者に前条の報告若しくは資料の提出又は調査に対し、全面的に協力させるものとする。</u></p> <p>(<u>指導及び勧告の種類及び措置</u>)</p> <p>第5条 <u>本会が行う会員等の役員使用人等に対する指導及び勧告は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>指 導</u></p> <p><u>第6条第4号に該当する行為が認められた場合には、書面による嚴重注意を行う。</u></p> <p>(2) <u>勧 告</u></p> <p><u>第6条第4号に該当する行為において重大な過失が認められた場合又は前号の指導を受けた後再び同号の指導の対象となる行為が認められた場合には、書面による改善勧告を行う。</u></p> <p>(指導等の対象行為)</p> <p>第6条 会員等の役員使用人等に対する指導等の対象行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>(処分の種類及び措置)</p> <p>第7条 本会は、会員等の役員使用人等において、<u>第5条第1号</u>から第3号までに該当する行為が認められた場合又は<u>前条第2号</u>の勧告後再び同号の勧告の対象となる行為が認められた場合には、当該役員使用人等に対し、その内容に応じて以下の処分を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第2章 会員の役員使用人等に対する指導等に係る手続き等</p> <p>(違反等行為の届出)</p> <p>第8条 会員は、その役員使用人等に<u>第5条</u>に該当する行為(以下「違反等行為」という。)があったと判明したときは、その内容を記載した別紙1の届出書を速やかに本会に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(聴聞の手続き)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>聴聞の当事者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) <u>指導等の対象者が</u>会員等の役員使用人であるときは、在籍する会員又は在籍する仲介業者及び当該仲介業者の所属商品先物取引業者(法第240条の3第1項第4号に規定する「所属商品先物取引業者」をいう。以下この規則において同じ。)並びに当該役員使用人</p> <p>(2) <u>指導等の対象者が</u>(1)以外のときは、当該役員使用人等</p> <p>4 <u>本会は、聴聞に先立ってあらかじめ、当事者に対し、予定される指導等の内容を通知した上で聴聞を行うものとする。</u></p> <p>5 当事者は、聴聞の期日に出席して、弁明し、意見を述べ、<u>証拠書類等を提出し、又は主宰者の許可を得て</u>本会の職員に対し質問を発することができる。</p>	<p>(処分の種類及び措置)</p> <p>第7条 本会は、会員等の役員使用人等において、<u>前条第1号</u>から第3号までに該当する行為が認められた場合又は<u>第5条第2号</u>の勧告後再び同号の勧告の対象となる行為が認められた場合には、当該役員使用人等に対し、その内容に応じて以下の処分を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第2章 会員の役員使用人等に対する指導等に係る手続き等</p> <p>(違反等行為の届出)</p> <p>第8条 会員は、その役員使用人等に<u>第6条</u>に該当する行為(以下「違反等行為」という。)があったと判明したときは、その内容を記載した別紙1の届出書を速やかに本会に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(聴聞の手続き)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>当事者とは次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) 会員等の役員使用人であるときは、在籍する会員又は在籍する仲介業者及び当該仲介業者の所属商品先物取引業者(法第240条の3第1項第4号に規定する「所属商品先物取引業者」をいう。以下この規則において同じ。)並びに当該役員使用人</p> <p>(2) (1)以外のときは、当該役員使用人等</p> <p>(新設)</p> <p>4 当事者は、聴聞の期日に出席して、弁明し、意見を述べ、<u>及び証拠書類等を提出し、並びに</u>主宰者の許可を得て本会の職員に対し</p>

新	旧
<p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 聴聞の手続きについて、その他必要と認められる事項は、<u>細則に定めるところによる。</u></p> <p>9 第7条第1号及び第2号に規定する処分の手続きについては、<u>行政手続法（平成5年法律第88号）の定めるところによる。</u></p> <p>(審議等)</p> <p>第12条 会長は、前条の規定により聴聞の手続きを行った結果、違反等行為に該当すると認められたときは、<u>執るべき指導等の内容についての意見を付した上で、当該役員使用人等の指導等の審議を委員会の委員長に要請する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>委員会は、前項の審議の結果、前条第4項により当事者に通知した予定される指導等の内容より当事者に不利益となる指導等の内容が適当と認められたときは、会長に聴聞の再開を要請することができる。ただし、当事者が聴聞の再開を希望しないときはこの限りでない。</u></p> <p>(指導又は勧告の実施等)</p> <p>第13条 委員会は、前条の審議の結果、<u>第6条に定める指導又は勧告が適当であると決定したときは、その執行を会長に要請する。</u></p> <p>2 会長は、前項の要請を受け、<u>第6条第1号又は第2号の規定に基づき指導又は勧告を執行する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(処分の決定、措置及び役員使用人等への通知)</p> <p>第14条 委員会は、第12条の審議の結果、第7条第1号に定める処分が<u>適当であると認められたときは、会長に対し、理事会における審議を要請する。</u> (削る。)</p>	<p>質問を発することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 聴聞の手続きについて、その他必要と認められる事項は<u>細則に定めるところとする。</u></p> <p>8 <u>本会は、第7条第1号及び第2号に規定する処分の手続きについては行政手続法（平成5年法律第88号）の定めるところとする。</u></p> <p>(審議等)</p> <p>第12条 会長は、前条の規定により聴聞の手続きを行った結果、違反等行為に該当すると認められたときは、当該役員使用人等の指導等の審議を委員会の委員長に要請する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (新設)</p> <p>(指導又は勧告の実施等)</p> <p>第13条 委員会は、前条の審議の結果、<u>第5条に定める指導又は勧告が適当と認められたときは、委員会の議決によりその執行を会長に要請する。</u></p> <p>2 会長は、前項の要請を受け、<u>第5条第1号又は第2号の規定に基づき指導又は勧告を執行する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(処分の決定、措置及び役員使用人等への通知)</p> <p>第14条 委員会は、第12条の審議の結果、第7条第1号に定める処分が適当と認められたときは、<u>資格委員会に対しその審議を要請する。</u></p> <p>2 <u>前項の要請を受けた資格委員会の委員長は、資格</u></p>

新	旧
<p>2 <u>委員会は、第 12 条の審議の結果、第 7 条第 2 号、第 3 号又は第 4 号に定める処分が適当であると決定したときは、その執行を会長に要請する。</u></p> <p>3 <u>会長は、第 1 項の要請を受けたときは、理事会を招集し、委員会の判断について審議する。</u></p> <p>4 <u>会長は、理事会が前項の審議により第 7 条第 1 号の処分を決定したとき、又は第 2 項（第 7 条第 2 号の処分に限る。）の要請を受けたときは、速やかにこれを執行するとともに、当該役員使用人等が在籍する会員及び届出会員に対して、処分の内容を通知する。</u></p> <p>5 <u>会長は、第 2 項（第 7 条第 3 号又は第 4 号の処分に限る。）の要請を受けたときは、処分を執行する前に、あらかじめ当該役員使用人等及びこれらが在籍する会員に対して、処分の内容、不服申立ての期限、不服申立ての方法等の手続きを書面により通知する。</u></p> <p>6 <u>会長は、委員会が第 12 条の審議の結果、指導等を行わないことを決定したとき、又は理事会が第 3 項の審議の結果、第 7 条第 1 号に定める処分を行わないことを決定したときは、速やかに当該役員使用人等、これらが在籍する会員及び届出会員に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。</u></p> <p>（不服申立て等及び処分の執行等）</p> <p>第 15 条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 会長は、当該役員使用人等から第 2 項に定める不服申立てがなかった場合、又は不服申立てがあった場合であっても前項の再審査において処分が決定された場合には、速やかにこれを執行するとともに、この旨を当該役員使用人等が在籍する会員及び届出会員に対して通知するものとする。</p>	<p><u>委員会を招集し、委員会の判断について審議し、第 7 条第 1 号の処分を決定したときは、その執行を会長に要請する。</u></p> <p>3 <u>委員会は、第 12 条の審議の結果、第 7 条第 2 号、第 3 号又は第 4 号に定める処分を決定したときは、委員会の議決によりその執行を会長に要請する。</u> （新設）</p> <p>4 <u>第 2 項又は前項（第 7 条第 2 号の処分に限る。）の要請を受けた会長は、直ちにこれを執行するとともに、この旨を当該役員使用人等が在籍する会員及び届出会員に対して、処分の内容を通知する。</u></p> <p>5 <u>第 3 項（第 7 条第 3 号又は第 4 号の処分に限る。）の要請を受けた会長は、処分を執行する前に、あらかじめ当該役員使用人等及びこれらが在籍する会員に対して、処分の内容、不服申立ての期限、不服申立ての方法等の手続きを書面により通知する。</u></p> <p>6 <u>本会は、処分しないことを決定したときは、直ちに当該役員使用人等、これらが在籍する会員及び届出会員に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。</u></p> <p>（不服申立て等及び処分の執行等）</p> <p>第 15 条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 会長は、当該役員使用人等から第 2 項に定める不服申立てがなかった場合、又は不服申立てがあった場合であっても前項の再審査において処分が決定された場合には直ちにこれを執行するとともに、この旨を当該役員使用人等が在籍する会員及び届出会員に対して通知するものとする。</p>

新	旧
<p>6 <u>委員会</u>は、前項の規定により決定した処分の対象となった役員使用人等の違反等行為について、当該役員使用人等が在籍する又は在籍した会員の管理責任を問うべきものと判断したときは、所要の措置を講ずる。</p>	<p>6 <u>委員会及び資格委員会</u>は、前項の規定により決定した処分の対象となった役員使用人等の違反等行為について、当該役員使用人等が在籍し又は在籍した会員の管理責任を問うべきものと判断したときは、<u>その事実関係等必要な事項について、定款第45条第1項の規律委員会に報告し、所要の措置を講ずるよう要請する。</u></p>
<p>7～8 (略)</p>	<p>7～8 (略)</p>
<p>(指導又は勧告の実施等)</p>	<p>(指導又は勧告の実施等)</p>
<p>第25条 委員会は、第12条の審議の結果、<u>第6条に定める指導又は勧告が適当であると決定したときは、その執行を会長に要請する。</u></p>	<p>第25条 委員会は、第12条の審議の結果、<u>第5条に定める指導又は勧告が適当と認めたときは、委員会の議決によりその執行を会長に要請する。</u></p>
<p>2 会長は、前項の要請を受け、<u>第6条第1項又は第2項の規定に基づき指導又は勧告を執行する。</u></p>	<p>2 会長は、前項の要請を受け、<u>第5条第1項又は第2項の規定に基づき指導又は勧告を執行する。</u></p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(処分の決定、措置及び役員使用人等への通知)</p>	<p>(処分の決定、措置及び役員使用人等への通知)</p>
<p>第26条 委員会は、第12条の審議の結果、第7条第1号に定める処分が<u>適当であると認め</u>たときは、<u>会長に対し、理事会における審議を要請する。</u> (削る。)</p>	<p>第26条 委員会は、第12条の審議の結果、第7条第1号に定める処分が<u>適当と認め</u>たときは、<u>資格委員会に対しその審議を要請する。</u></p> <p>2 <u>前項の要請を受けた資格委員会の委員長は、資格委員会を招集し、委員会の判断について審議し、第7条第1号の処分を決定したときは、その執行を会長に要請する。</u></p>
<p>2 委員会は、第12条の審議の結果、第7条第2号、第3号又は第4号に定める処分が<u>適当であると決定したときは、その執行を会長に要請する。</u></p>	<p>3 委員会は、第12条の審議の結果、第7条第2号、第3号又は第4号に定める処分を決定したときは、<u>委員会の議決によりその執行を会長に要請する。</u></p>
<p>3 会長は、<u>第1項の要請を受けたときは、理事会を招集し、委員会の判断について審議する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>4 会長は、<u>理事会が前項の審議により第7条第1号の処分を決定したとき、又は第2項(第7条第2号の処分に限る。)</u>の要請を受けたときは、<u>速やかにこれを執行するとともに、この旨を当該役員使用人等が在籍する仲介業者、当該仲介業者の所属商品先</u></p>	<p>4 第2項又は前項(第7条第2号の処分に限る。)の要請を受けた<u>会長は、直ちにこれを執行するとともに、この旨を当該役員使用人等が在籍する仲介業者、当該仲介業者の所属商品先物取引業者及び届出会員に対して、処分の内容を通知する。</u></p>

新	旧
<p>物取引業者及び届出会員に対して、処分の内容を通知する。</p> <p>5 <u>会長は、第2項</u>（第7条第3号又は第4号の処分に限る。）の要請を受けたときは、処分を執行する前に、あらかじめ当該役員使用人等並びにこれらが在籍する仲介業者及び当該仲介業者の所属商品先物取引業者に対して、処分の内容、不服申立ての期限、不服申立ての方法等の手続きを書面により通知する。</p> <p>6 <u>会長は、委員会が第12条の審議の結果、指導等を行わないことを決定したとき、又は理事会が第3項の審議の結果、第7条第1号に定める処分を行わないことを決定したときは、速やかに</u>当該役員使用人等、これらが在籍する仲介業者、当該仲介業者の所属商品先物取引業者及び届出会員に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。</p> <p>（不服申立て等及び処分の執行等）</p> <p>第27条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 会長は、当該役員使用人等から第2項に定める不服申立てがなかった場合、又は不服申立てがあった場合であっても前項の再審査において処分が決定された場合には、<u>速やかに</u>これを執行するとともに、この旨を当該役員使用人等が在籍する仲介業者、当該仲介業者の所属商品先物取引業者及び届出会員に対して通知するものとする。</p> <p>6 委員会は、前項の規定により決定した処分の対象となった役員使用人等の違反等行為について、当該役員使用人等が在籍する又は在籍した仲介業者に管理責任があり、かつ、所属商品先物取引業者が当該仲介業者の商品先物取引仲介業に係る違反等行為を防止するための措置が十分でないとは判断したときは、<u>所要の措置を講ずる。</u></p>	<p>5 <u>第3項</u>（第7条第3号又は第4号の処分に限る。）の要請を受けた<u>会長は、</u>処分を執行する前に、あらかじめ当該役員使用人等並びにこれらが在籍する仲介業者及び当該仲介業者の所属商品先物取引業者に対して、処分の内容、不服申立ての期限、不服申立ての方法等の手続きを書面により通知する。</p> <p>6 <u>本会は、処分しないことを決定したときは、直ちに</u>当該役員使用人等、これらが在籍する仲介業者、当該仲介業者の所属商品先物取引業者及び届出会員に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。</p> <p>（不服申立て等及び処分の執行等）</p> <p>第27条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 会長は、当該役員使用人等から第2項に定める不服申立てがなかった場合、又は不服申立てがあった場合であっても前項の再審査において処分が決定された場合には<u>直ちに</u>これを執行するとともに、この旨を当該役員使用人等が在籍する仲介業者、当該仲介業者の所属商品先物取引業者及び届出会員に対して通知するものとする。</p> <p>6 <u>委員会及び資格委員会</u>は、前項の規定により決定した処分の対象となった役員使用人等の違反等行為について、当該役員使用人等が在籍し又は在籍した仲介業者に管理責任があり、かつ、所属商品先物取引業者が当該仲介業者の商品先物取引仲介業に係る違反等行為を防止するための措置が十分でないとは判断したときは、<u>その事実関係等必要な事項について、定款第45条第1項の規律委員会に報告し、所要の措置を講ずるよう要請する。</u></p>

新	旧
<p>7～8 (略)</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第34条 本会の役員、委員会の委員、常設委員会その他の委員会の委員及び職員並びにこれらの職にあった者は、正当な理由なく、役員使用人等の指導等に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>この改正は、令和5年9月21日から施行する。</p>	<p>7～8 (略)</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第34条 本会の役員、委員会の委員、<u>資格委員会</u>の委員、<u>規律委員会</u>の委員、常設委員会その他の委員会の委員及び職員並びにこれらの職にあった者は、正当な理由なく、役員使用人等の指導等に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>(新設)</p>

3. 「役員使用人等に対する指導、勧告、処分に係る聴聞に関する細則」一部改正

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、「役員使用人等に対する指導、勧告、処分に係る規則」(以下「規則」という。) <u>第11条第8項</u>に基づいて、聴聞の手續に係る必要な事項を定める。</p> <p>(当事者の欠席等の場合における聴聞の終結)</p> <p>第8条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出席せず、かつ、規則<u>第11条第6項</u>に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、改めて意見を述べ、証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。</p> <p>2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出席せず、かつ、規則<u>第11条第6項</u>に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出席が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、「役員使用人等に対する指導、勧告、処分に係る規則」(以下「規則」という。) <u>第11条第7項</u>に基づいて、聴聞の手續に係る必要な事項を定める。</p> <p>(当事者の欠席等の場合における聴聞の終結)</p> <p>第8条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出席せず、かつ、規則<u>第11条第5項</u>に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合には、改めて意見を述べ、<u>及び</u>証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。</p> <p>2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出席せず、かつ、規則<u>第11条第5項</u>に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出席が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。</p>

新	旧
<p>(聴聞調書及び報告書)</p> <p>第9条 規則第11条第7項に定める調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。</p> <p>2 会長は、規則第12条第1項に基づき、<u>規律委員会</u>の審議を要請するときは、規則第11条第7項により提出を受けた調書及び報告書を<u>規律委員会</u>委員長へ提出する。</p> <p>3 当事者は規則第11条第7項の調書及び報告書の閲覧を求めることができる。</p> <p>(聴聞の再開)</p> <p>第10条 会長は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、規則第11条第7項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第7条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>この改正は、令和5年9月21日から施行する。</p>	<p>(聴聞調書及び報告書)</p> <p>第9条 規則第11条第6項に定める調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。</p> <p>2 会長は、規則第12条第1項に基づき、<u>綱紀委員会</u>の審議を要請するときは、規則第11条第6項により提出を受けた調書及び報告書を<u>委員会</u>委員長へ提出する。</p> <p>3 当事者は規則第11条第6項の調書及び報告書の閲覧を求めることができる。</p> <p>(聴聞の再開)</p> <p>第10条 会長は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、規則第11条第6項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第7条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>(新設)</p>

4. 「規律委員会規則」一部改正

新	旧
<p>(委員会の構成)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 委員は、辞任又はその任期が満了した<u>後</u>においても、その後任の委員が選任されるまでは、その職務を行うものとする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(構成)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 委員は、辞任又はその任期が満了した<u>際</u>においても、その後任の委員が選任されるまでは、その職務を行うものとする。</p> <p>5 (略)</p>

新	旧
<p>(委員会の議決方法等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(小委員会)</p> <p>第7条 <u>委員会は、役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則（以下「指導等規則」という。）の定めるところにより、会員の役員及び使用人又はこれらの職にあった者並びに商品先物取引仲介業者の役員及び使用人又はこれらの職にあった者（以下「役員使用人等」という。）に対する指導、勧告、又は処分（指導等規則第7条第1号を除く。）（以下「指導等」という。）を決定しようとするときは、指導等に係る事案（以下「事案」という。）ごとに第8条により構成される指導等小委員会（以下「小委員会」という。）を置き、これに事案の審議を行わせることができる。</u></p> <p>(小委員会の構成等)</p> <p>第8条 <u>小委員会は、委員のうち、事案ごとに会長が指名する会員外の委員3人及び会員の委員2人をもって構成する。ただし、特別な利害関係を有する場合は、指名することができない。</u></p> <p>2 <u>会長は、会員外の委員のうち1人を小委員会の委員長に指名する。</u></p> <p>3 <u>小委員会の委員長は、小委員会を随時招集し、会議の議長となる。</u></p> <p>4 <u>会長は、指名した委員に欠員が生じたときは、遅滞なく他の委員を指名し、補充しなければならない。</u></p> <p>(小委員会の議決方法等)</p> <p>第9条 <u>小委員会は、前条第1項により会長が指名する委員5人全員の出席により開催する。ただし、小委員会の委員長が必要と認めたときは、会長が指名した委員の過半数、かつ、会員外委員の過半数の出席により開催することができる。</u></p> <p>2 <u>小委員会の委員は、各1個の議決権を有する。</u></p> <p>3 <u>小委員会の議事は、出席委員の議決権の過半数をもってこれを決する。ただし、可否同数のときは、小</u></p>	<p>(議決方法等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>委員会の委員長の決するところによる。</u></p> <p><u>4 小委員会の行った事案に関する決定は、委員会の決定とみなす。</u></p> <p><u>(委員長への報告)</u></p> <p><u>第10条 小委員会の委員長は、事案の審議により決定した処分の対象となった役員使用人等の違反等行為について、当該役員使用人等が在籍する又は在籍した会員の管理責任を問うべきものと判断したとき、及び当該役員使用人等が在籍する又は在籍した商品先物取引仲介業者に管理責任があり、かつ、所属商品先物取引業者が当該商品先物取引仲介業者の商品先物取引仲介業に係る違反等行為を防止するための措置が十分でない</u> <u>と判断したときは、その事実関係等必要な事項について、委員長に報告し、所要の措置を講ずるよう要請する。</u></p> <p><u>(会長の出席)</u></p> <p><u>第11条 会長は、委員会及び小委員会に随時出席し、意見を述べることができる。</u></p> <p><u>(議事に関係のある者等の出席)</u></p> <p><u>第12条 委員長及び小委員会の委員長は、必要と認めるときは、その議事に関係のある者又は参考人の出席を求め、事情を聴取することができる。</u></p> <p><u>(議事録)</u></p> <p><u>第13条 委員会及び小委員会の議事については、その経過の概要及び結果を記録した議事録を作成する。</u></p> <p><u>(細則の制定)</u></p> <p><u>第14条 (略)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和5年9月21日から施行する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>(会長の出席)</u></p> <p><u>第7条 会長は、委員会に随時出席し、意見を述べる</u> <u>ことができる。</u></p> <p><u>(議事に関係のある者等の出席)</u></p> <p><u>第8条 委員長は、必要と認めるときは、その議事</u> <u>に関係のある者又は参考人の出席を求め、事情を聴取</u> <u>することができる。</u></p> <p><u>(議事録)</u></p> <p><u>第9条 委員会の議事については、その経過の概</u> <u>要及び結果を記録した議事録を作成する。</u></p> <p><u>(細則の制定)</u></p> <p><u>第10条 (略)</u></p> <p>(新設)</p>

5. 「規律委員会規則に関する細則」一部改正<令和5年2月28日改正、3月1日施行>

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、規律委員会規則（以下「規則」という。）<u>第14条</u>の規定に基づき、規則の施行に関し必要な事項を定める。</p> <p>(書面等による委員会)</p> <p>第2条 <u>委員長及び規則第7条に基づく指導等小委員会（以下「小委員会」という。）の委員長は、必要があると認めるときは、委員会（小委員会を含む。以下この項及び第3条において同じ。）の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより委員会の議事及び議決に代えることができる。この場合において、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</u></p> <p>2 <u>規則第6条及び第9条の規定は、前項の場合について準用する。</u></p> <p>(書面等による委員会の議事録)</p> <p>第3条 <u>規則第13条の規定は、前条による委員会に関する議事録について準用する。ただし、当該委員会の付議議案について書面をもって確認を得た場合には、当該書面をもってこれに代えることができる。</u></p> <p>(特別利害関係事案)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>規則第8条第1項に規定する特別な利害関係を有する場合とは、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者、又は委員の四親等内の血族若しくは三親等内の姻族若しくは同居の親族が、事案の当事者が所属する又は所属していた会員若しくは商品先物取引仲介業者の役員、代理人、顧問若しくは使用人であり、又はあったとき。</u></p> <p>(2) <u>委員又は委員の所属する法人と事案の当事者が所属する又は所属していた会員若し</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、規律委員会規則（以下「規則」という。）<u>第10条</u>の規定に基づき、規則の施行に関し必要な事項を定める。</p> <p>(書面等による委員会)</p> <p>第2条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより委員会の議事及び議決に代えることができる。この場合において、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 規則第6条の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>(書面等による委員会の議事録)</p> <p>第3条 <u>規則第9条の規定は、前条による委員会に関する議事録について準用する。ただし、当該委員会の付議議案について書面をもって確認を得た場合には、当該書面をもってこれに代えることができる。</u></p> <p>(特別利害関係事案)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>くは商品先物取引仲介業者の間に支配関係があると認められるとき。</p> <p>(3) <u>委員の所属する会員と事案の当事者が所属する又は所属していた商品先物取引仲介業者との間に、商品先物取引仲介業に関する業務委託契約を締結しているとき。</u></p> <p>(4) <u>その他小委員会の委員長が特別な利害関係を有すると認めるとき。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>この改正は、令和5年9月21日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>

6. 「会員等の外務員の登録等に関する規則」一部改正

新	旧
<p><u>(規律委員会)</u></p> <p><u>第2条 定款第45条に基づき、理事会は、前条の目的を達成するために、その権限の一部を規律委員会(以下「委員会」という。)に委任する。</u></p> <p><u>(外務員の職務禁止措置)</u></p> <p><u>第4条の2 本会は、役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則(以下「指導等規則」という。)第12条の規定による委員会の審議の結果、外務員(外務員であった者を含む。)が指導等規則第5条各号に掲げる行為をしたと認めるときは、第12条の規定による登録の取消し等を命じる場合又は指導等規則第16条に基づき不都合行為者として取り扱う場合を除き、当該行為時に所属していた会員等に対し当該外務員につき5年以内の期間を定めて外務員の職務を禁止する措置(以下「外務員の職務禁止措置」という。)を講ずる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>この改正は、令和5年9月21日から施行する。</p>	<p><u>(外務員登録等資格委員会、綱紀委員会)</u></p> <p><u>第2条 定款第48条第1項の外務員登録等資格委員会(以下「委員会」という。)及び定款第46条第1項の綱紀委員会は、前条の目的を達成するための機関とする。</u></p> <p><u>(外務員の職務禁止措置)</u></p> <p><u>第4条の2 本会は、役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則(以下「指導等規則」という。)第12条の規定による綱紀委員会の審議の結果、外務員(外務員であった者を含む。)が指導等規則第6条各号に掲げる行為をしたと認めるときは、第12条の規定による登録の取消し等を命じる場合又は指導等規則第16条に基づき不都合行為者として取り扱う場合を除き、当該行為時に所属していた会員等に対し当該外務員につき5年以内の期間を定めて外務員の職務を禁止する措置(以下「外務員の職務禁止措置」という。)を講ずる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

7. 「外務員資格試験等規則」一部改正

新	旧
<p>(受験資格)</p> <p>第3条 試験を受けることができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 法第190条の許可及び法第240条の2の登録を受けようとする者であつて、<u>定款第36条の理事会</u>（以下「<u>理事会</u>」という。）が定める外務員資格試験等実施要領（以下「試験要領」という。）に定める書類を本会に提出した者（以下「未許可法人等」という。）の役員及び使用人の役員及び使用人</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(試験科目等)</p> <p>第4条 試験は、次の科目について行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) その他、<u>理事会</u>が必要と認めた科目</p> <p>2 (略)</p> <p>(受講及び受験手続)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項の受講・受験料は、<u>理事会</u>がこれを定める。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>この改正は、令和5年9月21日から施行する。</p>	<p>(受験資格)</p> <p>第3条 試験を受けることができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 法第190条の許可及び法第240条の2の登録を受けようとする者であつて、<u>外務員登録等資格委員会</u>が定める外務員資格試験等実施要領（以下「試験要領」という。）に定める書類を本会に提出した者（以下「未許可法人等」という。）の役員及び使用人</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(試験科目等)</p> <p>第4条 試験は、次の科目について行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) その他、<u>定款第48条の外務員登録等資格委員会</u>（以下「<u>資格委員会</u>」という。）が必要と認めた科目</p> <p>2 (略)</p> <p>(受講及び受験手続)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項の受講・受験料は、<u>資格委員会</u>がこれを定める。</p> <p>(新設)</p>

8. 「制裁規程に関する細則」一部改正

新	旧
<p>(審議に値すると認めるとき)</p> <p>第6条 規程第7条第1項に規定するその他審議に値すると認めるときは、本会の役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則第15条第6項及び第27条第6項に規定する場合とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正は、令和5年9月21日から施行する。</p>	<p>(審議に値すると認めるとき)</p> <p>第6条 規程第7条第1項に規定するその他審議に値すると認めるときは、本会の役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則第15条第6項及び第27条第6項に<u>基づく綱紀委員会からの報告を受けた</u>場合とする。</p> <p>(新設)</p>

